

袖ヶ浦市スポーツ推進計画

みんな健やかに
ライフスタイルに応じてスポーツに親しめる環境づくり



新春マラソン大会

令和3年3月
袖ヶ浦市教育委員会

**「みんな健やかに
ライフスタイルに応じてスポーツに親しめる環境づくり」
の実現に向けて**



平成から令和へと時代は変わり、オリンピック・パラリンピックの東京開催を目前に控えている中、私たちのまち袖ヶ浦は、平成3年4月の市政施行から30年の節目を迎えます。

令和2年度から、新たな「袖ヶ浦市総合計画」がスタートし、「みんなで作る人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」の実現に向けて、各施策に全力で取り組んでいるところです。

教育行政においても、これまでの成果を生かし、次世代に向けた人づくりを進めるため、今後10年を見据えた本市の目指すべき教育の姿を掲げ、令和3年度を計画初年度とする「第3期袖ヶ浦市教育ビジョン」を策定いたしました。

本計画は、こうした計画に基づきながら、スポーツ基本法の理念を踏まえ、国の第2期スポーツ基本計画を参酌、第12次千葉県体育・スポーツ推進計画を考慮した中で、本市における、スポーツ・レクリエーションについての基本目標を掲げ、これを実現するための基本的な考え方や取組を示しております。

新型コロナウイルス感染症や大型台風の襲来など、これまでにはなかった新たな課題にもしっかりと対策を講じた中で、市民の皆様が健やかに、それぞれのライフスタイルに応じて、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくり、さらには、このスポーツ・レクリエーションの推進を通じて、地域間交流や地域の活性化にも寄与できることを目指してまいります。

そのためには、市民・地域・各種スポーツ関連団体・行政が連携して取り組むことが重要であると考えており、本計画で目指す将来の姿を実現するため、皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重な御意見・御協力をいただきました市民、スポーツ関連団体及びスポーツ推進計画策定委員の皆様にご心より御礼申し上げます。

令和3年3月

袖ヶ浦市教育委員会教育長 御園 朋夫

【目次】

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画における「スポーツ」の範囲	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	3

第2章 計画策定の背景

1 袖ヶ浦市の概要	4
(1) 位置	
(2) 人口等	
(3) 市内のスポーツ関連施設	
(4) 市内の主なスポーツ関係団体	
2 スポーツ推進に関する国の制度改正等	8
(1) スポーツ基本法の制定	
(2) スポーツ基本計画の策定	
3 本市のスポーツ推進における現状と課題	10
(1) スポーツの推進について	
(2) スポーツ関連施設の整備と活用について	
(3) 学校体育について	

第3章 目指す将来の姿

1 基本目標	13
2 基本目標を実現するための3つの目標	13
3 施策の体系	14

第4章 目指す将来の姿を実現するために取り組む施策

【1】「する」「みる」「ささえる」の視点で、 みんなが親しめるスポーツを推進します	15
【2】スポーツ活動の拠点（施設）の環境を整備し、活用します	20
【3】学校体育を充実させ、 生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を育成します	23

第5章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進	26
2 進行管理	26
3 成果指標の目標年次	26

[資料編]	27～
-------	-----

- 計画の策定体制
- 市民意識調査等の実施結果
- スポーツ関連施設の利用状況／全国体力・運動能力、運動習慣等調査
- パブリックコメント手続の実施
- スポーツ基本法・スポーツ基本計画等の参考抜粋
- 「袖ヶ浦市スポーツ振興計画（後期計画）」の振り返り
- 自治体経営に求められる新たな視点「SDGs」とのかかわり

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成9年に策定した「袖ヶ浦市スポーツ・レクリエーション振興計画」で「健康で美しく長生きできるまちづくり」を基本目標に掲げ、市民誰もが健康の維持、増進ができるようにスポーツ・レクリエーションの振興を推進してきました。

策定後13年が経過し、上位計画である総合計画や教育ビジョンが策定されたことを受け、平成23年に「袖ヶ浦市スポーツ振興計画」を策定し、基本目標に「市民誰もが親しめるスポーツ・レクリエーション環境の創造」を掲げ、これを実現するために、これまで様々なスポーツ振興施策を推進してきました。

この間に国では、「スポーツ振興法」を「スポーツ基本法」に改正するとともに、「スポーツ基本計画」を策定して、国のスポーツ推進の方針や目標をより明確に示しました。

千葉県では、「スポーツ立県ちば」を掲げ、スポーツ基本法の理念に基づき、国のスポーツ基本計画を参酌して、「第12次千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定し、様々なスポーツ推進施策に取り組んでいます。

本市における上位計画についても、令和2年度から新たな「袖ヶ浦市総合計画」、令和3年度からは「第三期袖ヶ浦市教育ビジョン」もスタートします。

こうした状況を踏まえ、これまで行ってきたスポーツ振興施策の成果を活かし、より良いスポーツ・レクリエーション環境の整備をするため、「袖ヶ浦市スポーツ推進計画」を策定するものです。



2 計画における「スポーツ」の範囲

スポーツ基本法において、スポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と定義されています。

本計画におけるスポーツの範囲については、スポーツ基本法の考え方に基づき、野球やサッカー、陸上競技のように勝敗や記録を競う競技スポーツだけでなく、個人の健康づくりを目的としたウォーキングやジョギング、ラジオ体操等又は各種団体の行うレクリエーション等の活動や、日常生活における生活運動についても、「スポーツ」として幅広く捉えます。

さらに、義務教育課程における「学校体育」についても、「学習指導要領」を前提とした中で、本計画における「スポーツ」として取扱うこととし、本計画の中の施策として示し、推進することとします。

また、スポーツは、自身が体を動かして行う「する」スポーツだけではなく、競技や試合を観戦・応援することで参加する「みる」スポーツ、指導者や審判、イベントスタッフ（準備・片付け・球拾い等）などで参加する「ささえる」スポーツについても、本計画ではスポーツとして捉え、推進していきます。

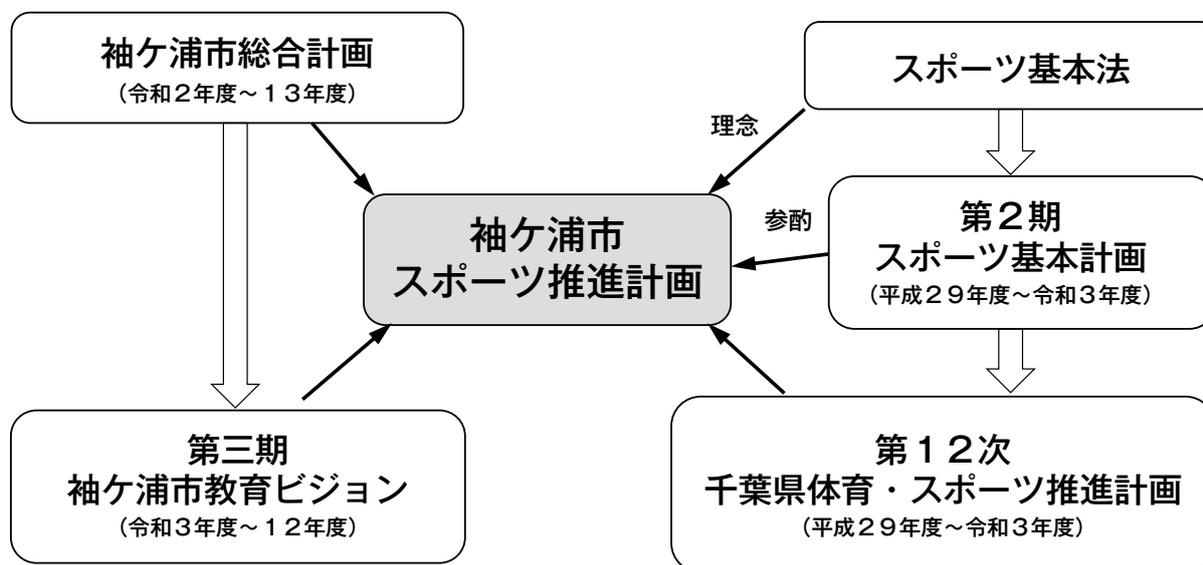
なお、本市を含む君津地域4市において、上記の「スポーツ」については、「スポーツ・レクリエーション」の呼称で定着しているため、本計画の中での「スポーツ」は、「スポーツ・レクリエーション」と同義（同じ意義）と定義します。



ウォーキングフェスタ2019 in 袖ヶ浦

3 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法の理念を踏まえ、国のスポーツ基本計画を参酌し、千葉県体育・スポーツ推進計画を考慮したうえで、袖ヶ浦市総合計画並びに第三期袖ヶ浦市教育ビジョンに基づく計画として、本市におけるスポーツの推進に関する基本的な考え方及び取組を示すものです。



○スポーツ基本法（抜粋）

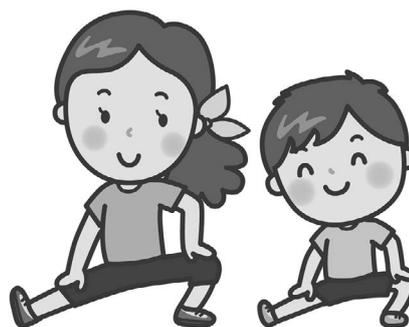
（地方スポーツ推進計画）

第10条 都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

4 計画の期間

スポーツ推進計画は、令和3年度から12年度までの10年間を計画期間とします。

なお、進捗状況や社会情勢の変化に対応するため、中間年度の令和7年度にその時点での評価を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。



第2章 計画策定の背景

1 袖ヶ浦市の概要

(1) 位置

本市は、千葉県の中西部に位置し、北は東京湾、東は市原市、南・西は木更津市に接しています。

直線距離で東京都心から約35キロメートル、千葉市から約25キロメートルに位置し、JR内房線や東京湾アクアラインなどを利用することで、都心部の主要駅や空港からのアクセスも良好な位置にあります。

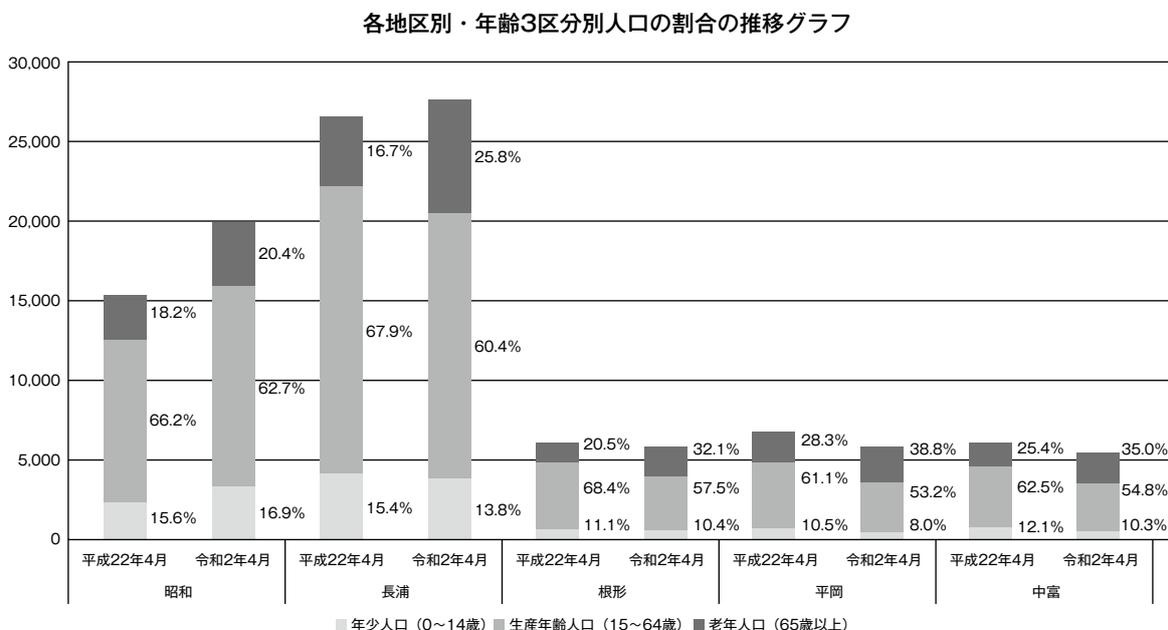
こうした立地から、近年では県外からも、本市のスポーツ関連施設を利用したい旨の問い合わせも多くなり、県外高校・大学等のスポーツ合宿や、テレビや映画のロケ等にも利用されています。

(2) 人口等

① 総人口

令和2年4月1日現在	総人口	64,519人	(61,316人	/3,203人増)
	内男性	32,657人	(30,938人	/1,719人増)
	内女性	31,862人	(30,378人	/1,484人増)
			()内は、平成22年4月1日人口/比較	

② 地区別・年齢3区分別人口の割合の推移



(3) 市内のスポーツ関連施設

本市は、近隣市と比べ多くのスポーツ関連施設を有しています。

これらの施設を拠点に活発なスポーツ活動が行われていますが、いずれの施設も老朽化が進んでいるため、これらの施設や設備の適切な維持管理を行い、利用者の安全の確保に努めています。

各地区に所在するスポーツ関連施設は以下のとおりです。

【昭和地区】

- (体) 総合運動場 (市営球場・陸上競技場・庭球場 4 面)
- (公) 神納あさひ公園庭球場 1 面
- (公) 神栄公園庭球場 1 面

【長浦地区】

- (体) 臨海スポーツセンター
(体育館・室内温水プール・トレーニングジム・柔道場・剣道場・多目的室)
- (体) 今井野球場
- (体) 長浦運動広場 (多目的広場・小多目的広場・庭球場 2 面)
- (民) 長浦公民館 (多目的ホール・多目的室)

【根形地区】

- (体) のぞみ野サッカー場
- (体) 根形運動広場 (多目的広場・庭球場 1 面)
- (民) 根形公民館 (多目的ホール)
- (健) 健康づくり支援センター
(トレーニングルーム・多目的スタジオ・温水プール・浴室・中央広場・多目的スポーツ広場・バーベキュー施設)

【平岡地区】

- (体) 永吉運動広場 (多目的広場・小多目的広場)
- (体) 平岡運動広場 (多目的広場・庭球場 2 面)
- (民) 平岡公民館 (多目的ホール)

【中川・富岡地区】

- (公) 百目木公園 (野球場・ソフトボール場・庭球場 2 面・ゲートボール場・プール)
- (民) 平川公民館 (体育室・多目的室)
- (民) 平川公民館富岡分館 (多目的ホール)

- | | |
|------------|----------------|
| (体) 社会体育施設 | (公) 都市公園有料公園施設 |
| (民) 公民館 | (健) 保健施設 |

上記以外にも、市内には公園や広場等があり、これらを活用した少年野球などの活動も行われています。

(4) 市内の主なスポーツ関係団体

本市は、以前からスポーツが盛んで、多くのスポーツ関係団体が活発な活動を行っています。

本計画の推進にあたっては、こうしたスポーツ団体との連携や協力が不可欠です。以下に主な団体の概要を紹介します。

・総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブは、人々が身近な地域でスポーツに親しむことができるスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々（多種目）が、初心者からトップレベルまで、それぞれの指向・レベルに合わせて参加できる（多指向）という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

本市では、平成15年に「名幸ヶ丘ふれあいクラブ」が設立され、平成19年までに、市内5地区（市域の全域）に合計5クラブが設立されました。

また、平成21年には5クラブの代表者で構成される「袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」が設置され、クラブ間相互の連携や協力により、全市的に活動できる体制が整い現在に至っています。

令和元年現在

地区	クラブの名称	会員数	備考
昭和	昭和ふらっとスポーツクラブ	約220人	平成19年設立
長浦	NAGAX（ナガックス）	約270人	平成17年設立
根形	NESUPO（ネスポ）	約220人	平成16年設立
平岡	名幸ヶ丘ふれあいクラブ	約400人	平成15年設立
中川・富岡	中富ふれすぽクラブ	約170人	平成18年設立
総合型地域スポーツクラブ合計		約1,300人	

・袖ヶ浦市スポーツ推進委員協議会

スポーツ基本法第32条に基づき、本市のスポーツの推進に係る体制の整備を図るために教育委員会がスポーツ推進委員を委嘱しています。

本市の定員は20名。

市のスポーツ推進事業の実施に係る連絡調整や、スポーツの実技指導・助言等が主な役割で、総合型地域スポーツクラブとの関係も深く、令和2年度の委員は全員が総合型地域スポーツクラブの会員でもあり、役員等でクラブの運営に深く関わっている委員も多数います。

・袖ヶ浦市レクリエーション協会

袖ヶ浦市社会教育関係団体連絡協議会に所属し、レクリエーションの普及を図り、地域住民の豊かでうるおいのある暮らしづくりに寄与する事を目的として活動しています。

・袖ヶ浦市体育協会

袖ヶ浦市で活動するアマチュアスポーツチームが所属する団体で、体育・スポーツを健全に普及、振興させ市民の健康・体力の向上を図るとともに、体育・スポーツ活動を通じて互いに親善交流を深め、明るく住みよいまちづくりに寄与する事を目的として活動しています。

23種目の競技について専門部があり、それぞれの競技の専門部で市内の大会等を開催したり、市を代表して県大会に参加するなどの活動をしています。

専門部のある競技種目は以下のとおりです。

(水泳・陸上・バレーボール・クレ射撃・相撲・テニス・野球・卓球・弓道・ソフトボール・柔道・剣道・ソフトテニス・バドミントン・サッカー・バスケットボール・ボクシング・空手道・なぎなた・ゴルフ・スキー・ボウリング・アーチェリー)

・袖ヶ浦市少年野球連盟

少年野球を通じて、体力の向上とスポーツ精神の涵（かん）養及び相互の親睦の場を持たせ少年の健全育成を図る事業活動を行っています。

袖ヶ浦市の少年野球大会・野球教室等を主催するほか、県大会や全国大会などにも関わり活動しています。

(市内9チームが所属)

・袖ヶ浦市サッカー協会

少年の心身の健全育成とサッカー競技の普及・振興及び大会等を通じて近隣市との友好・親善を図ることを目的として活動を行っています。

(市内11クラブが所属)

・袖ヶ浦市ターゲットバードゴルフ協会

ターゲットバードゴルフの普及・振興を図ると共に、会員の資質の向上、相互間の親睦及び地域住民の健康づくりとふれあいに寄与することを目的として活動を行っています。

当初は、袖ヶ浦市レクリエーション協会内で活動していましたが、会員数の増加により独立し、現在に至っています。

・袖ヶ浦生涯スポーツ公認指導員会

千葉県が主催する公認指導員認定講習会を受講し、認定を受けた指導員が自ら立ち上げた団体で、地域における生涯スポーツの普及・振興を図ることを目的に活動を行っています。

所属する指導員の多くは、他団体にも所属し、幅広く活躍しており、市や他団体の主催する大会やイベント等の際にも、積極的に関わっています。

2 スポーツ推進に関する国の制度改正等

本計画の前身である「袖ヶ浦市スポーツ振興計画」は、平成23年度から令和2年度までの10年間で計画期間として施策を進めてきました。

この間に、国は社会情勢等の変化に対応して、スポーツの推進に関する制度の改正等を以下のとおり行っています。

(1) スポーツ基本法の制定

国は、平成23年に「スポーツ振興法」を大幅に改正して、「スポーツ基本法」を施行しました。

主な改正のポイントとして、スポーツ振興法の施策の方針では、「国及び地方公共団体は、スポーツの振興に関する施策の実施に当たっては、一中略一 国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適正及び健康状態に応じてスポーツができるような諸条件の整備に努めなければならない。」としていましたが、スポーツ基本法では、「スポーツは、世界共通の人類の文化である。スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために 一中略一 不可欠なものとなっている。 一中略一 全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」と前文で掲げ、スポーツの重要性と、スポーツ推進の必要性をより明確に示しています。

スポーツ振興法の目的では、「スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もって国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与する事を目的とする。」と示していた記述を、スポーツ基本法では、「スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。」と改め、スポーツ振興法にはなかった「基本理念」を第2条で8項にわたり定め、スポーツ推進の目的をより明確かつ具体的に示しています。

この他にも、「ひろく国民が～」としていた記述を「全ての国民が～」と改めて、スポーツ推進の対象者は、年齢や性別の他、障がいの有無、健康や生活状態に関わらず、全ての人に平等に機会が与えられなければならないとするなど、多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性をより明確かつ具体的に示しています。

(2) スポーツ基本計画の策定

国は、スポーツ基本法の前身である、スポーツ振興法の規定に基づき、平成12年度に「スポーツ振興基本計画」を策定しました。

平成13年度から10年間、スポーツの振興施策を展開してきました。

－主な施策－

- ① スポーツ振興を通じた子どもの体力向上策
- ② 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策
(総合型地域スポーツクラブの全国展開など)

平成24年度からは、スポーツ基本法に基づく「スポーツ基本計画」がスタートし、スポーツの推進に関する施策は、より細分化されました。

－主な施策－

- ① 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備 他

平成29年度からは、「第2期スポーツ基本計画」がスタートし、より具体的な施策を示し、令和3年度までを計画期間としています。

また、スポーツは「みんなのもの」として、スポーツの主役はあくまでも「国民」であると示しています。

－主な施策－

- ① スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
 - ・ ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - ・ 子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力向上
 - ・ ビジネスパーソン・女性・障がい者のスポーツ実施率向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人への働きかけ
 - ・ スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保
 - ・ 総合型地域スポーツクラブの質的充実 他
- ② スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
 - ・ 障がい者スポーツの振興
 - ・ スポーツを通じた健康増進
 - ・ スポーツを通じた女性の活躍促進
 - ・ スポーツを通じた地域活性化 他

3 本市のスポーツ推進における現状と課題

計画の策定にあたり、本市のスポーツ推進における現状と課題を抽出し、3つの項目に分けて課題を整理しました。

(1) スポーツの推進について

① 総合型地域スポーツクラブについて

総合型地域スポーツクラブは平成7年に制度が始まり、本市では、市の主導により、平成15年から19年にかけて市内5地区（市域の全域）に設置され、市の支援の下で活発な活動が行われています。

今後も安定した活動を続けていくためには、次世代のクラブ活動を牽引する人材を育成することが急務であり、年齢や仕事、家庭環境、身体の状況等に関わらず、市民誰もがいつでも参加しやすいクラブ運営を目指すことが求められます。

また、市は総合型地域スポーツクラブに対して、設置から10数年間にわたり活動費を助成してきましたが、今後は、自立したクラブ運営に向けた支援を検討していく必要があります。

② スポーツ関係団体等との連携について

市と各種スポーツ関係団体等とは、これまでも緊密な連携の下で、各種のイベント等を実施し、「協働」を実践してきました。

今後も、より「協働」の絆を深め、より良いスポーツ環境づくりを共に推進していくことが重要です。

また、持続可能な「協働」の関係確立の観点から、助成金・補助金等の在り方についても検討が必要です。

③ 地域スポーツ環境の整備について

スポーツを「する」うえで、競技の指導や審判など、スポーツを「ささえる」側の人員は必要不可欠です。これまでもスポーツ推進委員の委嘱、生涯スポーツ公認指導員等資格取得の支援、スポーツボランティアの育成等「ささえる」側の人員の育成に努めてきました。

こうした支援制度や各種団体における活動の周知、また、活動の場の提供等を行っていく必要があります。

④ スポーツを通じた健康づくり、生きがいづくりの推進について

これまでのスポーツ振興計画では、「子ども」「高齢者」「障がい者」「市民」と対象者を分けて整理していましたが、近年では、年齢・性別・能力などの違いに関わらず、全ての人が同じように使いやすくなるよう、あらかじめ施設や制度、環境等を設計しておく「ユニバーサルデザイン（※1）」の考え方が定着し、スポーツ基本法や、国、県の計画の中でも、取り入れられています。

このことから、本市のスポーツ推進においてもユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、「全ての人」を念頭に置いた施策を関係する団体等と連携して進めていく必要があります。

- (※1) ユニバーサルデザインとは、年齢・性別・能力（障がいの有無など）・文化・言語・国籍などの違いに関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいように建築・製品やサービス、環境などを、あらかじめデザインしておくという考え方です。
- (例：階段よりスロープ。スロープなら車いすもベビーカーも台車を使う人も皆同じく使いやすい。)

⑤ スポーツの推進と地域交流

本市の立地の優位性と多彩なスポーツ関連施設を活用し、これまでも各種大会やイベント、合宿の誘致等に努めてきました。

こうした取組を発展させ、スポーツの推進を通じて、人や地域の交流を促進することで、地域の活性化につなげることが求められています。

(2) スポーツ関連施設の整備と活用について

① スポーツ関連施設の維持管理

市内のスポーツ関連施設の多くは、設置から相当年数を経過して老朽化しているため、維持管理に要する負担は年々増加しています。

しかし、施設の維持管理を行ううえでは、利用者の安全確保が第一であり、指定管理者等と連携を密にして、適正な維持管理を実施する必要があります。

② スポーツ関連施設の改修・整備

老朽化したスポーツ関連施設の計画的な改修や整備が必要ですが、これには、多額の費用を要するため、全庁的な検討が必要です。

また、10年前にはなかった民間のスポーツクラブやジム等も市内外に複数開設され、これらを利用してスポーツに親しんでいる市民も多数いることから、こうした民間のスポーツ施設との連携などについても、調査・研究をしていく必要があります。

③ スポーツ関連施設の利用促進

スポーツ関連施設の利用促進を図るため、指定管理者や各種団体と連携し、稼働率の向上に努め、閑散期や平日の利用者獲得につなげておりますが、さらに多くの市民が公平かつ効率的に利用できるよう、予約方法など新たなルールを検討する必要があります。

また、市の財政事情を鑑み、利用料免除の適用範囲についても再検討し、真に必要な減免制度を検討することも必要です。

(3) 学校体育について

① 教科体育指導の充実

令和元年にスポーツ庁の実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、本市の小学校高学年以上の子どもの体力の平均値は、国や県より高い水準を維持していますが、「体育が好き」と回答している子どもの割合は国よりも低く、また、運動をする子どもとしない子どもの二極化傾向があることから、全ての子どもが生涯健やかな生活を送れるよう、生涯にわたってスポーツに親しむ態度を育成する必要があります。

② 運動部活動の支援

運動部活動の在り方は、近年大きな変換期を迎えています。

本市でも平成31年に「袖ヶ浦市部活動ガイドライン」を策定し、適切な活動時間、休養日の設定をして活動しています。

これにより、子どもや部活動顧問には、時間的余裕が生まれた反面、部活動に生きがいを持ち、熱心に取り組んでいる子どもの活動の場を制限することにもなり、学校以外の場でこうした子どもの受け皿を検討する必要があります。

③ 体育の生活化の推進

子どもの体力の水準を引き上げるためには、学校体育で培った運動を生活の中で習慣として定着させることが重要であると言われてしています。

体育科授業の中で、子どもが自主的にスポーツをしたいと思えるように指導ができる教職員を育成することが急務であり、同時に多忙化している教職員の負担軽減にも配慮をしながら、これを両立させる研修会の実施等が必要です。



スポーツ・レクリエーション祭
(グラウンドゴルフ)



レッツトライスポーツ教室（野球）

第3章 目指す将来の姿

1 基本目標

本市では、袖ヶ浦市スポーツ振興計画の基本目標を「市民誰もが親しめるスポーツ・レクリエーション環境の創造」とし、健康でたくましく、ふれあいのあるまちづくりを実現するため、様々なスポーツ振興施策に取り組んできました。

今後10年間の本市のスポーツ推進については、これまでの課題の解決を図り、市民誰もが（みんな）が、生涯にわたって、自主的かつ自律的に、それぞれのライフスタイルに応じて、あらゆるスポーツに親しみ、健やかに生活が送れるよう、学校、スポーツ団体、家庭、地域が相互の連携を図りながらスポーツ推進に努めます。

さらには、このスポーツの推進を通じて、人々の交流が促進され、地域間交流の基盤形成にも寄与することを目指します。

そのための基本目標を

みんな健やかに ライフスタイルに応じてスポーツに親しめる環境づくり

とし、さらにその実現のために、3つの目標を設定して「目指す将来の姿」の実現に向け、スポーツの推進を図ります。

2 基本目標を実現するための3つの目標

【1】「する」「みる」「ささえる」の視点で、

みんなが親しめるスポーツを推進します

○目指す将来の姿

市民誰も（みんな）が、それぞれのライフスタイルに応じて、スポーツに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができています。

【2】スポーツ活動の拠点（施設）の環境を整備し、活用します

○目指す将来の姿

市内の社会体育施設が適正に整備され、これらを活用した様々な取組や活動により、市民の健康増進、競技力向上、地域間交流などが図られています。

【3】学校体育を充実させ、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を育成します

○目指す将来の姿

学校と地域が協働し、子どもの「健やかな体」の育成が図られ、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎ができています。

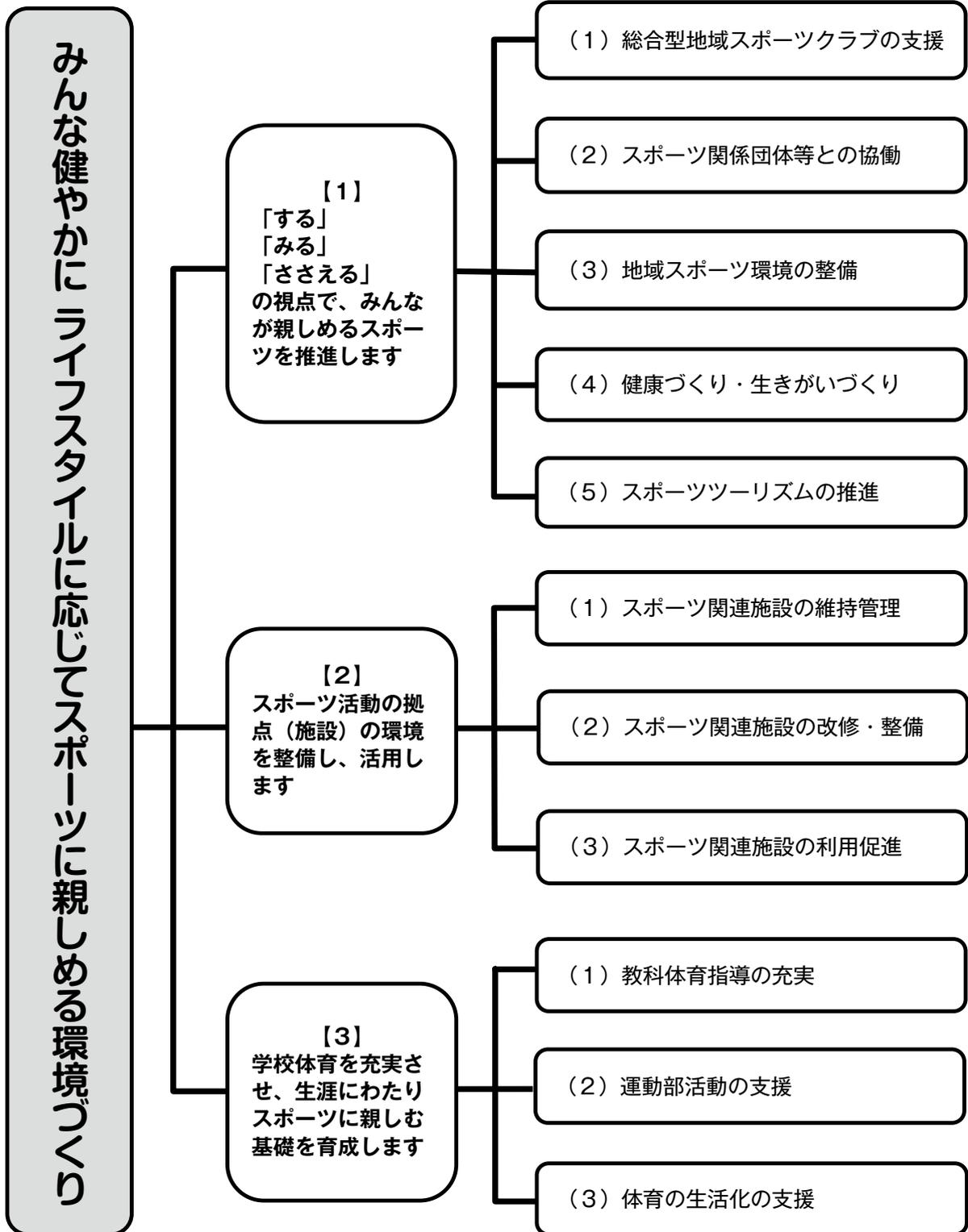
3 施策の体系

基本目標を達成するため、以下の体系で基本施策を推進します。

【基本目標】

【実現に向けた3目標】

【施策】



第4章 目指す将来の姿を実現するために取り組む施策

【1】 「する」「みる」「ささえる」の視点で、 みんなが親しめるスポーツを推進します

スポーツ基本法では、

「スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養のために個人や集団で行われる身体活動であり、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものになっている。」

と前文で掲げ、人が生活を営む上でのスポーツの重要性を示しています。

本市のスポーツ推進においては、市民誰も（みんな）が、生涯にわたってそれぞれのライフスタイルに応じてスポーツに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができる環境づくりを目指し、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の3つの視点で推進します。

○目指す将来の姿

市民誰も（みんな）が、それぞれのライフスタイルに応じて、スポーツに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができています。

○成果指標

市民意識調査における

「身近にスポーツ・レクリエーションを行う場・機会があると思う市民の割合」

回答：「はい」 64.2% → 70.0%
(令和元年度) (令和7年度)

《成果指標とした理由》

- ・ 「量」ではなく「質」で施策を評価する
「会員数」「参加者数」「開催回数」等の「量」ではなく、市民がどう思っているかという「質」で、施策の成果を点検します。
- ・ 施策本来の目的を関係者（団体）と共有して取り組む
施策を共に推進する多くの関係者（団体）と、共有しやすく、誤解の生じない指標にします。
- ・ 個人でスポーツに親しむ方も含めた評価とする
市内の各種スポーツ関係団体に所属せず、個人でスポーツに親しんでいる市民も包括している市民意識調査のアンケート結果を指標にします。

（１）総合型地域スポーツクラブの支援（「する」「ささえる」）

総合型地域スポーツクラブは、現在全国に約3,500団体設立されており、スポーツ庁は「100年続くクラブづくり」を提言し、今後においても、全国的な持続的発展を目指しています。

本市における総合型地域スポーツクラブについては、市内全域で5クラブが活動し、その5クラブの代表者で構成される「袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」を設置して、クラブ間相互の連携や協力により全市的に活動できる体制が整っているのは、県内でも稀で、本市が誇るべきスポーツ推進体制になっています。

課題としては、現在の体制が確立されてから10年以上経過していますが、市民の認知度はまだ低く、会員数も当初の目標を達成できていません。

また、今後も末永く安定した活動を続けていくために、次世代のクラブ活動を牽引していく、新たな若い世代の会員を獲得していかなければなりません。

このため、市と連絡協議会とは、より一層連携し、年齢、性別、健康状態や障がいの有無、スポーツの得意、不得意等に関わらず、それぞれの指向やレベル、ライフスタイルに合わせて、市民誰もが参加できるよう、これまでの取組を分析しながら検討します。

また、新たな取組にもチャレンジして、より多くの市民が総合型地域スポーツクラブを認知し、進んで参加できるよう施策を推進するとともに、活動場所の確保にも努めます。

なお、総合型地域スポーツクラブの活動については、制度開始から今日まで、市が支給する助成金を主な活動費として事業が行われてきましたが、今後は持続可能な支援の在り方について、連絡協議会及び各クラブと共に摸索し、自立したクラブ運営が実施できるよう検討します。

〈主たる推進策〉

- ・総合型地域スポーツクラブ活性化事業
- ・総合型地域スポーツクラブ連絡協議会との連携
- ・スポーツイベント等の開催支援
- ・より多くの市民参加（会員等）を目指した広報等の実施
- ・参加者（会員）の増加に対応する活動場所の確保に対する支援の実施

（２）スポーツ関係団体等との協働（「する」「みる」「ささえる」）

市と各種スポーツ関係団体等とは、これまでも緊密な連携の下で、イベント等で連携し、まさに「協働」してきました。

市内のスポーツ関係団体については、それぞれが活発な活動をしており、市民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」場面において、深く関わり、本市のスポーツ施策を推進するうえで重要な役割を担っています。

今後も、より「協働」の絆を深め、より良いスポーツ環境づくりを共に推進してい

くことが重要と考えます。

なお、市と関係団体との「協働」の観点から、持続可能な支援の方法について、先進市の事例等を研究するなどして、協議・検討します。

〈主たる推進策〉

- ・各種スポーツ関係団体との協働
- ・各種スポーツ関係団体で行うイベントや大会の開催支援
- ・協賛行事の開催
- ・千葉県民体育大会へ出場する市代表選手団の支援

〈主なスポーツ関係団体〉

- ・袖ヶ浦市スポーツ推進委員協議会
- ・袖ヶ浦市レクリエーション協会
- ・袖ヶ浦市体育協会（専門部23種目）
（水泳・陸上・バレーボール・クレー射撃・相撲・テニス・野球・卓球・弓道・ソフトボール・柔道・剣道・ソフトテニス・バドミントン・サッカー・バスケットボール・ボクシング・空手道・なぎなた・ゴルフ・スキー・ボウリング・アーチェリー）
- ・袖ヶ浦市少年野球連盟（9チーム所属）
- ・袖ヶ浦市サッカー協会（11クラブ所属）
- ・袖ヶ浦市ターゲットバードゴルフ協会
- ・袖ヶ浦生涯スポーツ公認指導員会

（3）地域スポーツ環境の整備（「ささえる」）

スポーツを推進するうえで、競技の指導者や、大会開催時の役員や審判などの「ささえる」側の人員は必要不可欠です。

このため、スポーツ推進委員や生涯スポーツ公認指導員等の各種スポーツを指導できる人員の育成・確保及びスポーツを通じたボランティアの育成に取り組みます。

また、それぞれ「活動できる場」「必要とされる場」の情報提供に努め、地域スポーツ環境の整備を図ります。

〈主たる推進策〉

- ・指導者・スポーツボランティア等の育成・確保
- ・スポーツ推進委員の委嘱、活動支援、協働
- ・県の主催する指導者養成講習会等への参加費助成
- ・生涯スポーツ公認指導員等への情報提供及び協働
- ・より多くの市民参加を目指した広報等の実施

(4) 健康づくり・生きがいつくり（「する」）

少子高齢化が進行している中で、壮年期死亡の減少、健康寿命（※2）の延伸が望まれており、市民の生活の質を向上するため、スポーツを通じた健康づくり・生きがいつくりは、ますます需要が増えています。

一方で、市民の中には、日常的なスポーツに親しみのない方も多く、そのような方でも、いつでも気軽に参加できるスポーツ環境を整備する必要があります。

スポーツ基本法でも、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利である」としており、スポーツを推進するうえで重要な要素と捉え、気軽に参加できるスポーツ環境の整備を推進します。

なお、市民の「健康づくり・生きがいつくり」については、市全体の課題として、それぞれの分野の各種計画等にも盛り込まれているので、以下に示す各分野の取組と連携して、スポーツを通じた市民の「健康づくり・生きがいつくり」を推進します。

・健康推進分野

「袖ヶ浦健康プラン21（第2次）」

基本理念：健康寿命を伸ばし すこやかに暮らせるまち

目 標：健康的な生活習慣の定着

取 組：① 身体活動及びロコモティブシンドローム（※3）の普及啓発
② 運動習慣の促進

（※2） 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（厚生労働省定義）。

（※3） 骨、筋肉、関節、神経などの運動器に障害が生じたことにより、歩行するための移動機能が低下した状態のこと。「寝たきり」「要介護」の原因になり、予防のポイントには「無理なく継続した運動」が挙げられる。

・高齢者福祉分野

「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」

基本理念：ふれあいとささえあい とともに安心して暮らせる まちづくり

目 標：健康づくりと介護予防の推進

取 組：総合型地域スポーツクラブ活性化事業（本計画中掲載の取組事業）
成果指標「スポーツ教室等の開催回数 3回/年」

・障がい者福祉分野

「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画」

基本理念：障がいのある人が、安心して、その人らしい生活をおくれるまちづくり

目 標：障がいのある人が多様な活動に参加しやすい環境づくり

取 組：① 障がいのある人に対応した社会体育施設の整備
② 君津地域心身障害者（児）スポーツ大会

《主たる推進策》

- ・ 総合型地域スポーツクラブと連携した活動機会の提供
- ・ 関係分野との連携によるイベント参加者募集や広報
- ・ 関係分野主催事業への協力・協賛

(5) スポーツツーリズムの推進（「する」「みる」「ささえる」）

本市の恵まれた立地や、充実したスポーツ関連施設を活用し、各実施団体との協賛・支援を行い、野球・サッカー等の公式戦や各種スポーツ大会・イベント等の誘致を推進することで、「みる」スポーツの機会を市民に提供するとともに、スポーツを通じた交流人口の増加を図り、地域活性化につなげていきます。

また、市内のスポーツ関連施設を活用したスポーツ合宿等の誘致を積極的に推進し、施設の稼働率向上を図るとともに、交流人口の増加による地域の活性化につなげるため、各種団体や指定管理者と連携して、PR活動やスポーツ環境の整備に努めます。

《主たる推進策》

- ・ スポーツツーリズム推進事業
- ・ 各実施団体との協賛及び支援
- ・ 野球・サッカー等の公式戦誘致の推進
- ・ 各種スポーツ大会・イベント等の誘致の推進
- ・ 各種団体や指定管理者との連携によるPR活動や環境整備
- ・ スポーツ合宿誘致の推進



ウォーキングフェスタ2019 in 袖ヶ浦



総合型地域スポーツクラブ交流大会



プロ野球招致事業



新春マラソン

【2】スポーツ活動の拠点（施設）の環境を整備し、活用します

本市は、近隣市と比べ、多数のスポーツ関連施設を有しており、スポーツ活動をするには、恵まれた環境にあります。

しかし、各スポーツ関連施設は設置から相当年数を経過したものが多く、老朽化が著しい施設もありますので、利用者の安全を最優先に考えた、適正な維持管理を実施する必要があります。

また、改修や整備には、多大な費用を要することから、将来的な財政状況を踏まえながら、方針を定め、計画的に改修・整備を行う必要があります。

こうした状況下においても、利用者が安全・安心・快適に利用できるとともに、施設の利便性が向上するよう、指定管理者制度による民間のノウハウを活用した適正な維持管理を実施し、安全安心な施設管理に努めます。

さらに、スポーツ関係団体や指定管理者と連携し、施設の稼働率向上に努め、効率的な施設の管理運営を目指します。

○目指す将来の姿

市内の社会体育施設が適正に整備され、これらを活用した様々な取組や活動により、市民の健康増進、競技力向上、地域間交流などが図られています。

○成果指標

計画期間中のスポーツ関連施設の利用者数（※4）

（平成30年度 300,493人）：年間延べ 310,000人を維持する。

（※4）対象施設は、総合運動場・臨海スポーツセンター・今井野球場・のぞみ野サッカー場・各運動広場・百目木公園・神栄公園テニスコート・神納あさひ公園テニスコートとし、大会・イベント等主催者や観客等を含む。

《成果指標とした理由》

- ・利用者の安全と安心を最優先に考えた、安定した施設の管理運営を目指す
スポーツ関連施設を拠点とした活動を、継続して行えるよう、指定管理者と連携し、施設の適正管理を実施して安定した施設運営に努めます。
- ・市内のスポーツ関連施設を包括的に捉え、平均的な稼働を目指す
市内のスポーツ関連施設の稼働率には、立地や施設の状態等で開きがありますが、各スポーツ関係団体や指定管理者と連携し、できる限り偏りのない効率的な稼働を目指します。
- ・スポーツ合宿の誘致等により閑散期の稼働率向上を図る
スポーツツーリズムの取組として、各スポーツ関係団体や指定管理者と連携し、スポーツ合宿の誘致をするなど、閑散期の施設利用率の向上に努め、安定した利用者数の確保に努めます。

(1) スポーツ関連施設の維持管理

市内の社会体育施設の維持管理については、指定管理者制度により、民間のノウハウを活用した包括的な維持管理を実施します。

維持管理を実施するうえでは、利用者の安全を最優先に、危険や不具合のある箇所の早期発見に努め、市と指定管理者の緊密な連携の下、当該施設を拠点に活動している市民が、安全・安心・快適なスポーツ活動を継続的に行えるよう、適正な維持管理に努めるとともに、利用者の声にも耳を傾け、利便性の向上も図ります。

また、大規模災害や、感染症の拡大等が発生した際に、迅速かつ柔軟な対応ができるよう、日常的に指定管理者や関係団体等との連携強化に努めます。

〈主たる推進策〉

- ・ 臨海スポーツセンター管理事業
- ・ 総合運動場等管理事業
- ・ 指定管理者との連携による適正な施設の管理運営の実施
- ・ 故障箇所・危険箇所等の補修・修繕の実施

(2) スポーツ関連施設の改修・整備

指定管理者が行う維持管理の中では処理できない、大規模な修繕や改修については、利用者の安全を最優先に考え、計画的な改善を図り、安全・安心・快適なスポーツ活動の拠点整備に取り組みます。

また、老朽化したスポーツ関連施設の改修・修繕・設備の更新に当たっては、民間のスポーツ関連施設との連携も視野に入れ、本市のスポーツ推進の将来を見据えた、持続可能な整備計画の全庁的な検討を行います。

〈主たる推進策〉

- ・ 臨海スポーツセンター管理工事
- ・ 総合運動場等管理工事
- ・ 指定管理者との連携による不具合箇所等の早期把握
- ・ 計画的な改修・修繕の検討・実施
- ・ 老朽化した施設の将来計画の検討

(3) スポーツ関連施設の利用促進

本市では、スポーツ関連施設の他にも学校体育施設を開放し、それらの施設を利用して、活発なスポーツ活動が行われています。

スポーツ関連施設については、「平日の日中の稼働率が低い」「市内の類似施設で稼働率に開きがある」「1年の中で閑散期がある」などの課題があり、市内のスポー

ツ関連施設を包括的に管理運営する中で、各種スポーツ関係団体や指定管理者と連携して、効率的な運営に努めます。

また、施設の貸出しについては、予約方法等に関して公平であることが重要であり、より多くの市民が平等に利用できるよう、施設予約や利用者の確認などに新たなルールを設けることを検討し、公平かつ透明性のある施設の貸出し制度の確立を目指します。

《主たる推進策》

- ・ 各種スポーツ関係団体・指定管理者との連携による稼働率向上
(各種教室・合宿誘致等)
- ・ 学校体育施設開放事業
- ・ 公平な施設利用の検討



総合運動場 市営球場



総合運動場 陸上競技場



総合運動場 庭球場



今井野球場



のぞみ野サッカー場



臨海スポーツセンター

【3】学校体育を充実させ、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を育成します

充実した生涯を過ごすためには、子どもの頃から望ましい生活習慣を身に付け、健康な体をつくることが大切です。

学校体育がその基盤となることから、学校体育の中核をなす体育指導の充実のために、教職員の指導力向上を目指す研修会を行います。

また、中学校での武道教育及び運動部活動では、専門的な技術指導力と指導者不足を補うために、地域の指導力に優れた社会人指導者の活用を推進します。

このような取組とともに、体育の生活化を図りながら、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ能力や体力の向上を図ります。

なお、施策の実施に当たっては、子どもの安全を十分に考慮したうえで、地域における各種スポーツ関係団体や専門的指導者を積極的に活用して推進します。

○目指す将来の姿

学校と地域が協働し、子どもの「健やかな体」の育成が図られ、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎ができています。

○成果指標

全国体力・運動能力、運動習慣等調査における「運動やスポーツの好き・きれい」

回答：「好き」 58.4% → 70.0%
(平成30年度) (令和7年度)

《成果指標とした理由》

- ・生涯スポーツに親しむ態度育成を目指す

子どもが、生涯にわたってスポーツに親しみ健やかに過ごすことができるよう、運動やスポーツを「好き」にさせることを目標として学校体育の充実を図ります。

- ・本来の目的を共有して取り組む

スポーツには、繰り返しの指導や苦しいトレーニング等、子どもにとって困難な体験もある中で、目指す将来の姿や本来の目的を教職員や関係者が共有して取り組める成果指標とします。



(1) 教科体育指導の充実

子どもの体力向上を目指すとともに、運動やスポーツを進んで行う態度の涵（かん）養を目指し、子どもが生涯にわたりスポーツに親しむ基礎の育成を図ります。

また、小中学校の系統性・連続性のある指導を実施するため、教職員の交流を積極的に図るとともに、有意義な研修会の実施に努めます。

特に、中学校での武道教育においては、我が国固有の伝統と文化を尊重し、礼法や美しい所作を身につけ、他者を思いやる道徳心や規範意識を持たせるなど、望ましい人間形成を目指した指導の充実を図るとともに、学識経験に富み、指導力に優れた社会人指導者の活用を推進します。

〈主たる推進策〉

- ・小中学校間の指導者交流推進
- ・学校体育指導研修会の実施
- ・武道の専門的な指導力を備えた地域人材活用による授業の実施
- ・小中学校体育連盟の支援・連携

(2) 運動部活動の支援

本市では、平成31年に「袖ヶ浦市部活動ガイドライン」を策定し、部活動の位置付けや意義等を明記し、部活動の在り方に関する方針を明確に示すとともに、適切な活動時間や休養日を設定することで、子どもや教職員に過度な負担にならないよう効果的な部活動の推進を目指しています。

この取組により、子どもや教職員に余裕が生まれた反面、部活動の競技レベルの低下や、子どもや保護者から「もっと活動したい」という声が寄せられるなど、新たな課題もあることから、市内及び県内各校の情報共有や連携を図り支援を行います。

また、活動時間の制限により余裕ができた子どもの時間の有効な使い方として、地域の組織や人材を活用した運動部活動を補完する取組も必要性が増してくるため、地域の指導力に優れた社会人指導者の活用を推進します。

〈主たる推進策〉

- ・部活動ガイドラインの運用徹底・実態の把握
- ・部活動ガイドラインの研修会の実施
- ・地域の団体や人材を活用した部活動を補完する取組の実施（検討）
- ・責任感と専門的知識・技術を兼ね備えた地域人材の活用
- ・レッツトライスポーツ教室の開催
- ・小中学校体育連盟との連携

(3) 体育の生活化の支援

子どもの体力低下の要因として挙げられている、外遊びの減少、体を動かす量の減少等の対策として「体育の生活化」が重要です。

運動実践方法等を子ども自身が理解し、学校外でも実践できるように、子どもの意識醸成を図り、そのために必要な教職員の指導力向上に取り組みます。

〈主たる推進策〉

- ・家庭等での運動実践方法の具体的指導推進
- ・国・県主催の健康体力づくり事業への積極的参加



学校体育指導研修会



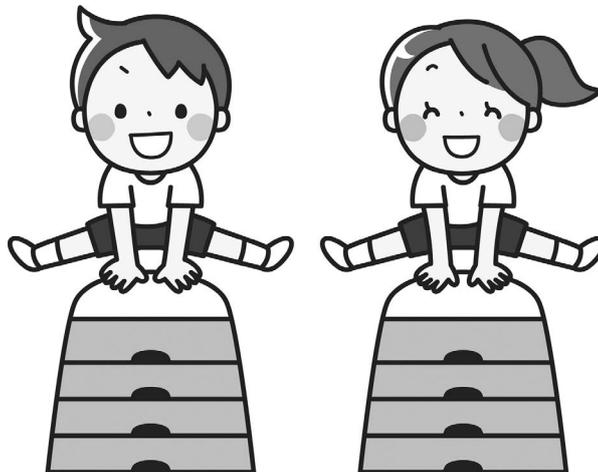
武道教育



レッツトライスポーツ教室（野球）



レッツトライスポーツ教室（バレーボール）



第5章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

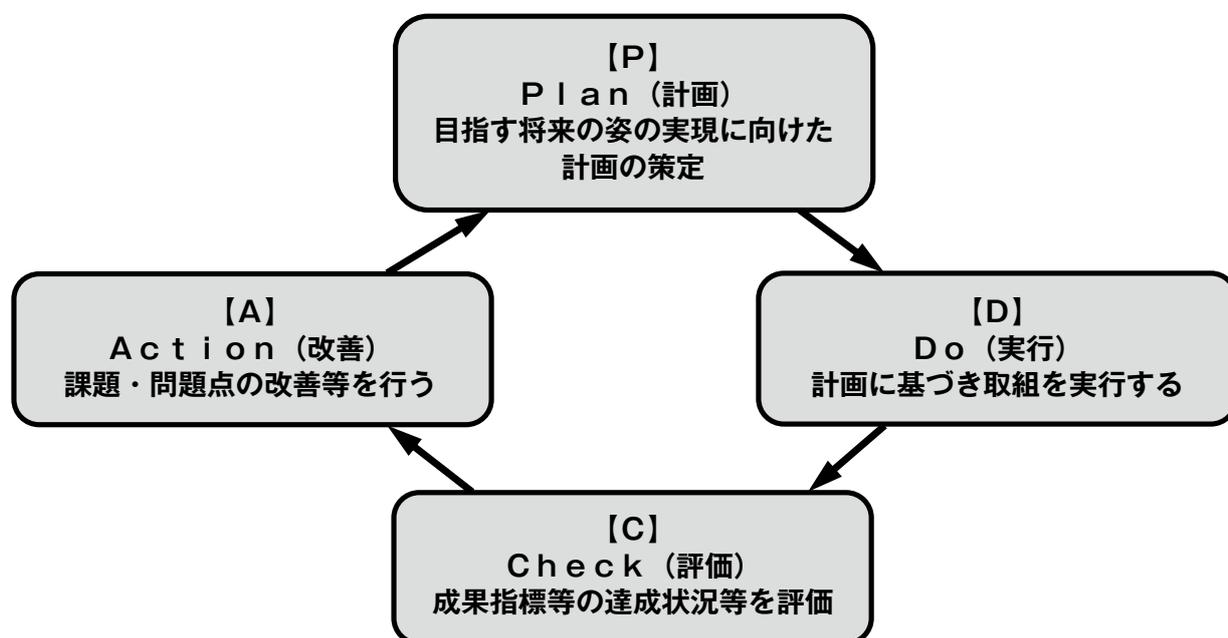
スポーツ基本法の基本理念を念頭に、市民誰もが、それぞれのライフスタイルに応じてスポーツに親しみ、生涯にわたって健やかに暮らせる環境づくりを目指し、市民や各種スポーツ関係団体等と協働・連携して計画を推進します。

2 進行管理

本計画の推進にあたり、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、P D C Aサイクル（※5）に基づき、取組の実施状況について点検や評価を行い、取組を見直しながら効果的な計画となるよう努めます。

（※5） P D C Aサイクルとは、P l a n（計画）D o（実行）C h e c k（評価）A c t i o n（改善）を繰り返すことによって、事業を継続的に改善していく手法。

目標を設定したら、計画【P】を立てて、実行【D】し、実行したことを評価【C】して、より効果的になるよう改善【A】したら、再び計画【P】を立てることを繰り返していくこと。



3 成果指標の目標年次

成果指標の目標年次は、本計画における中間年度の令和7年度とします。

進行管理は、例年実施される各種調査の実施に合わせて実績を把握し、その結果をもって計画の進行状況を管理します。

[資料編]

○ 計画の策定体制

(1) 袖ヶ浦市スポーツ推進計画策定要綱

(策定趣旨)

第1条 スポーツ基本法では、スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものである。

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、安全かつ公正な環境の下でスポーツやスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならないと定めている。

こうしたスポーツ基本法の理念に基づき、子どもから高齢者まで、さらには、障がいの有無に関わらず、市民誰もが生涯にわたり、それぞれの関心、適性等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境づくりを総合的に推進するため、袖ヶ浦市スポーツ推進計画(以下「計画」という。)を策定するものである。

(計画の性格)

第2条 計画は、国のスポーツ基本計画の理念を踏まえ、市の総合計画並びに教育ビジョンに示すスポーツ推進施策を、長・中期的な視点に立ち、本市の望ましい姿を展望し、実行するための基本的な考え方を示すものである。

(計画期間及び目標年次)

第3条 計画の期間は、令和3年度から10年間とし、目標年次を令和12年度とする。ただし、進捗状況や社会情勢の変化に対応するため、中間点の令和7年度に中間評価と見直しを行うことで計画の充実を図る。

(計画策定体制)

第4条 計画策定の体制を次のとおりとする。

(1) 計画策定委員会(以下「委員会」という。)

計画策定に係る委員を別表1に掲げるとおりとする。

委員会には、委員長及び副委員長を置き、それぞれ教育部長及び教育部次長をもって充てる。

委員長は、委員を代表し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説

明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(2) 計画策定部会（以下「部会」という。）

計画策定に係る調査研究をはじめ、資料収集、素案づくり、関係機関との調整を行うものとし、別表2に掲げるとおり部会員を選出する。

部会は必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議)

第5条 会議は、委員長が議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会及び部会の運営に関する事務は教育部体育振興課が行う。

(設置期限)

第7条 この要綱は、計画が策定され、教育委員会議への報告を持って廃止する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項については、委員会において協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月12日から施行する。

別表1（スポーツ推進計画策定委員会）

教育部長
教育部次長（教育総務課長）
企画課長
健康推進課長
障がい者支援課長
高齢者支援課長
学校教育課長
生涯学習課長
袖ヶ浦市体育協会会長
袖ヶ浦市スポーツ推進委員協議会会長
袖ヶ浦市小中学校体育連盟会長
袖ヶ浦生涯スポーツ公認指導員会会長
袖ヶ浦市レクリエーション協会会長
袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長
袖ヶ浦市少年野球連盟会長
袖ヶ浦市サッカー協会会長

別表2（スポーツ推進計画策定部会）

企画課	1名
健康推進課	1名
障がい者支援課	1名
高齢者支援課	1名
教育総務課	1名
学校教育課	1名
生涯学習課	1名
公民館	1名
体育振興課	2名

（2）袖ヶ浦市スポーツ推進計画策定委員会・策定部会の設置

袖ヶ浦市スポーツ推進計画策定事務を円滑に進めるために、袖ヶ浦市スポーツ推進計画策定要綱に基づき、「袖ヶ浦市スポーツ推進計画策定委員会」「同策定部会」を設置し、計画の内容について審議しました。

袖ヶ浦市スポーツ推進計画策定委員

氏名	所属	役職
ねもと ひろゆき 根本 博之	教育部長	委員長
こさか じゅんいちろう 小阪 潤一郎	教育部次長	副委員長
せんだ かずや 千田 和也	企画課長	委員
わたなべ ひろし 渡邊 弘	健康推進課長	委員
ただ たもこ 多田 智子	障がい者支援課長	委員
かねこ のりひこ 金子 則彦	高齢者支援課長	委員
たきざわ まこと 瀧澤 真	学校教育課長	委員
うぶかた かずよし 生方 和義	生涯学習課長	委員
いなげ ひろお 稲毛 博夫	袖ヶ浦市体育協会会長	委員
うえむら あつし 上村 篤	袖ヶ浦市スポーツ推進委員協議会会長	委員
はやし けんじ 林 健司	袖ヶ浦市小中学校体育連盟会長	委員
やまぐち かずお 山口 一夫	袖ヶ浦生涯スポーツ公認指導員会会長	委員
いとう かずお 伊藤 和雄	袖ヶ浦市レクリエーション協会会長	委員
すずき ひさひと 鈴木 淹民	袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ 連絡協議会会長	委員
こみね すえゆき 小峰 末行	袖ヶ浦市少年野球連盟会長	委員
はやし かずよし 林 一賀	袖ヶ浦市サッカー協会会長	委員

○ 市民意識調査等の実施結果

本計画の策定における市民からの意見聴取については、「袖ヶ浦市市民意識調査」と「第三期袖ヶ浦市教育ビジョン策定にかかる市民等意識調査」で、市民のスポーツ・レクリエーションに対する考えや意見を伺い、計画策定及びスポーツ・レクリエーション施策推進のための基礎資料としています。

●市民意識調査

袖ヶ浦市総合計画策定時に実施

調査時期：令和元年7月22日（月）～8月19日（月）

調査対象：市内に居住（住民基本台帳）する18歳以上無作為抽出

調査方法：郵送による配布・回収方式

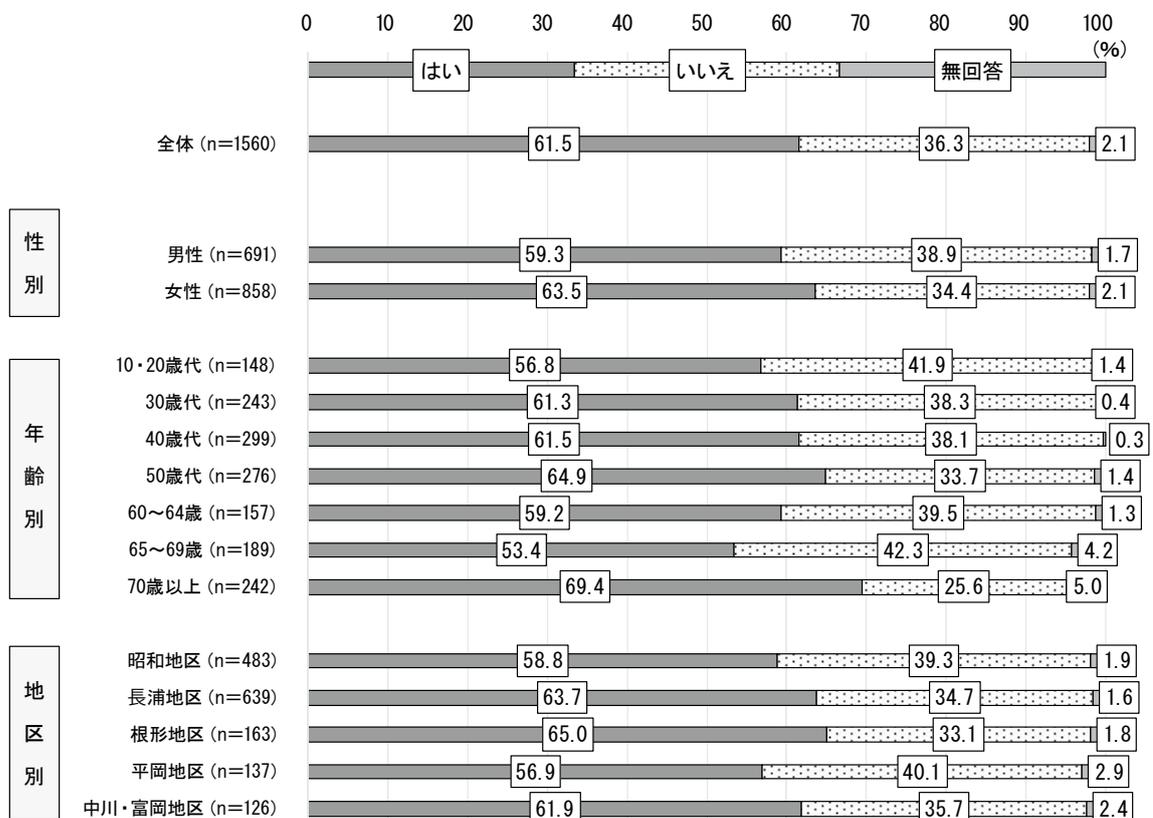
回答結果：配布数3,000件 有効回答数1,572件 有効回答率52.4%

(5) スポーツ・レクリエーション

「身近に、スポーツやレクリエーションをする場や機会がある」市民の割合は、61.5% となっている。

属性別でみると、「女性（63.5%）」、「70歳以上（69.4%）」、「根形地区（65.0%）」、「長浦地区（63.7%）」などが多くなっている。

図表6 身近に、スポーツやレクリエーションをする場や機会があると思いますか（属性別）



●第三期袖ヶ浦市教育ビジョン策定にかかる市民等意識調査

第三期袖ヶ浦市教育ビジョン策定時に実施

調査時期：令和元年7月1日（月）～7月16日（火）

調査対象：「市民」20歳以上無作為抽出 288回収/900配布 回収率32.0%

：「中学2年生」 463回収/493配布 回収率93.9%

：「小学5年生」 584回収/598配布 回収率97.7%

調査方法：「市民」は郵送による配布・回収方式、他は学校を通じて配布回収

5.スポーツ・運動

◆この1年間の平均頻度

この1年間に平均して行った運動やスポーツの頻度については、〈市民〉では、「週1回以上」が29.9%で最も多く、「月1回以下」（14.9%）が次いでいる。

〈小5〉では、「週1回以上」が47.1%で半数近くを占め、「毎日」が21.8%で次いでいる。

〈中2〉でも、「週1回以上」が30.7%で最も多く、「毎日」が20.5%で次いでいる。

市民、小5及び中2ともに、「毎日」しているものが増加している。また、市民及び中2では、「週1回以上」も増加している。一方「これから始めたい」は減少している結果となった。

◆運動やスポーツをする理由

運動やスポーツをする、又は始めたい理由として、〈市民〉では、「健康や体力づくりのため」が圧倒的に多く、90.5%となっており、「ストレス解消のため」（33.5%）、「趣味として楽しむため」（24.9%）の順で続いている。

〈小5〉では、「健康や体力づくりのため」（46.4%）が最も多く、「体を動かすことが好きなため」（36.6%）、「趣味として楽しむため」（23.8%）の順で続いている。

〈中2〉では、「健康や体力づくりのため」（31.3%）が最も多く、「趣味として楽しむため」（22.5%）、「体を動かすことが好きなため」（22.3%）の順で続いている。

市民、小5及び中2ともに、「体を動かすことが好きなため」が増加している。また、市民及び小5では、「健康や体力づくりのため」が増加している一方、中2では、「競技としてスポーツを行っているため」が増加している結果となった。

◆運動やスポーツをする場所

運動やスポーツを行っている場所について〈市民〉に聞いたところ、「市内の公共施設」が58.6%で最も多くなっている。

運動やスポーツをする場所については、「市内の公共施設」は微増である。

また、「市内のその他の施設」及び「市外のその他の施設」が大幅に増加している。

◆施設の老朽化対応

市内の運動やスポーツのできる公共施設の老朽化対応については、「市内に必要。現状を維持すればよいと思う」が21.9%で多く、「市内に必要。より良く（向上）するべきと思う」（16.3%）が次いでいる。

◆運動やスポーツをしない理由

運動やスポーツをしない理由として、＜市民＞では、「時間が無いから」が23.4%で最も多く、以下「健康上の理由により」（19.2%）、「運動が苦手だから」（14.9%）の順で続いている。

＜小5＞では、「時間が無いから」が21.0%で最も多く、「運動やスポーツに興味がないため」が19.4%で次いでいる。

＜中2＞では、「運動やスポーツに興味がないため」が29.9%で最も多く、「時間が無いから」が17.0%で次いでいる。

◆スポーツ振興のために力を入れるべきこと

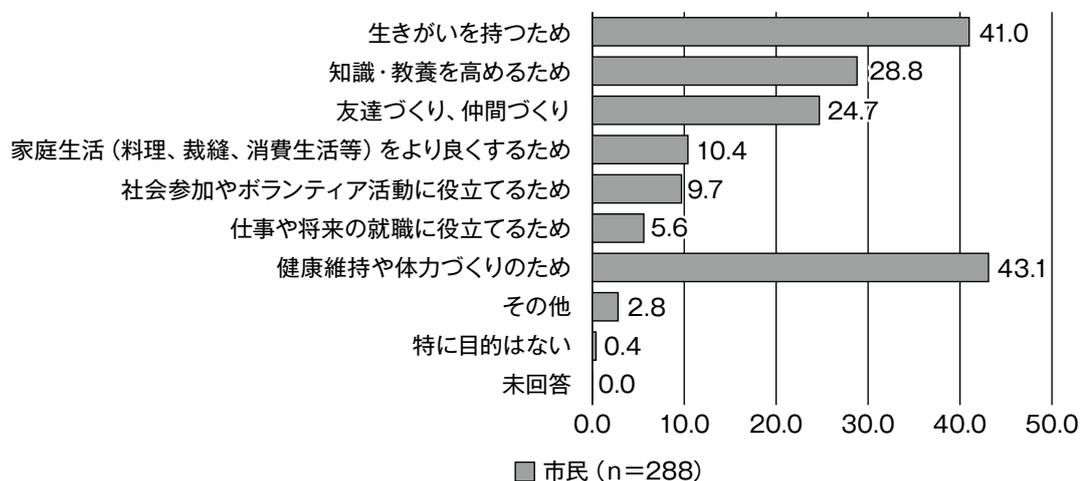
スポーツ振興のために力を入れるべきことを＜市民＞に聞いたところ、「健康・体力づくり教室等の開催」が47.2%で最も多く、以下「高齢者・障がい者のための運動・スポーツ活動の推進」（28.5%）、「既存の公共スポーツ施設の整備」（27.1%）の順で続いている。

「スポーツ教室の開催」及び「運動・スポーツ指導者の養成・派遣」が減少しているが、その他の項目では増加している。また「健康・体力づくり教室等の開催」については、半数が望んでいる。

— 調査結果の分析から関連項目の抜粋 —

(1) 生涯学習活動を続ける、始めたい理由【市民】

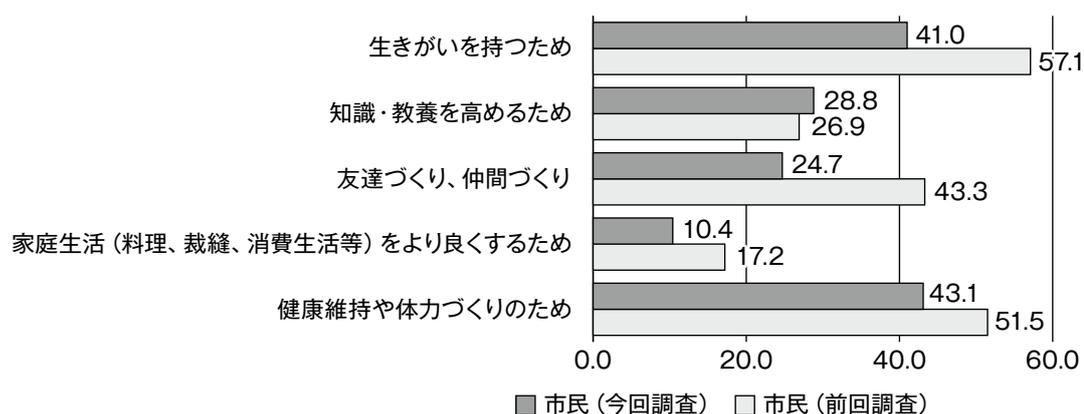
あなたが今後、生涯学習活動を始めたり、生涯学習活動を行う理由は何ですか。（〇は3つまで）



生涯学習活動を続ける、始めたい理由については、「健康維持や体力づくりのため」が43.1%で最も多く、以下「生きがいを持つため」（41.0%）、「知識・教養を高めるため」（28.8%）の順で続いている。

【前回調査との比較】

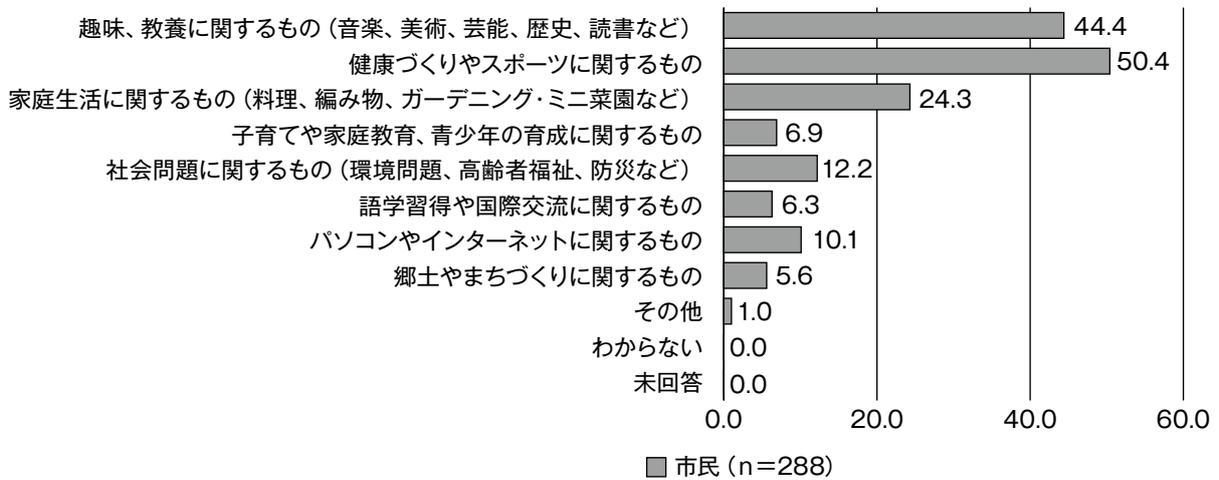
参考に、前回調査（平成21年8月）の市民意識調査と比較した。



「知識・教養を高めるため」以外の項目で、前回調査を下回る結果となっているが、これは、複数選択（〇は3つまで）での選択数が少なかったことが起因しているものと思われる。

(2) 行いたい活動【市民】

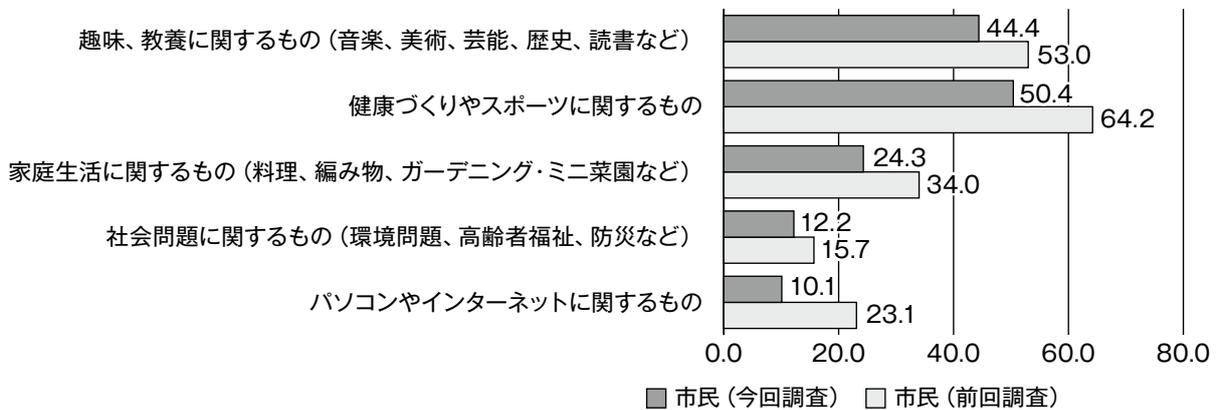
あなたは、今後（今後も）、どのような生涯学習活動を行いたいと考えますか。（○は3つまで）



今後も行いたい生涯学習活動としては、「健康づくりやスポーツに関するもの」が50.4%で最も多く。以下「趣味、教養に関するもの（音楽、美術、芸能、歴史、読書など）」（44.4%）、「家庭生活に関するもの（料理、編み物、ガーデニング・ミニ菜園など）」（24.3%）の順で続いている。

【前回調査との比較】

参考に、前回調査（平成21年8月）の市民意識調査と比較した。



各項目ともに、前回調査を下回る結果となっているが、これは、複数選択（○は3つまで）での選択数が少なかったことが起因しているものと思われる。

(3) 運動やスポーツをする理由【市民／小5／中2】

あなたが運動やスポーツをする（又は、始めたい）のはどのような理由からですか。（〇は3つまで）



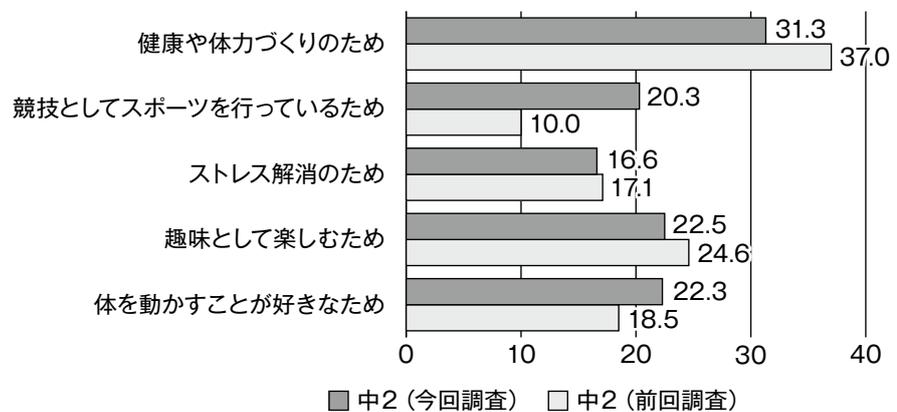
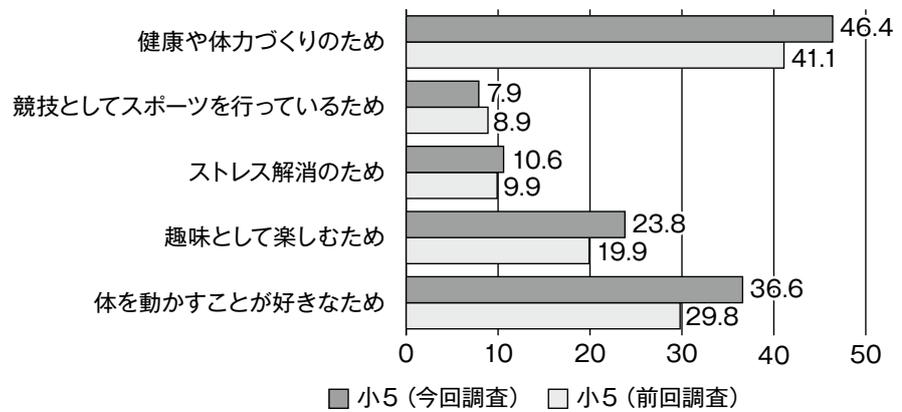
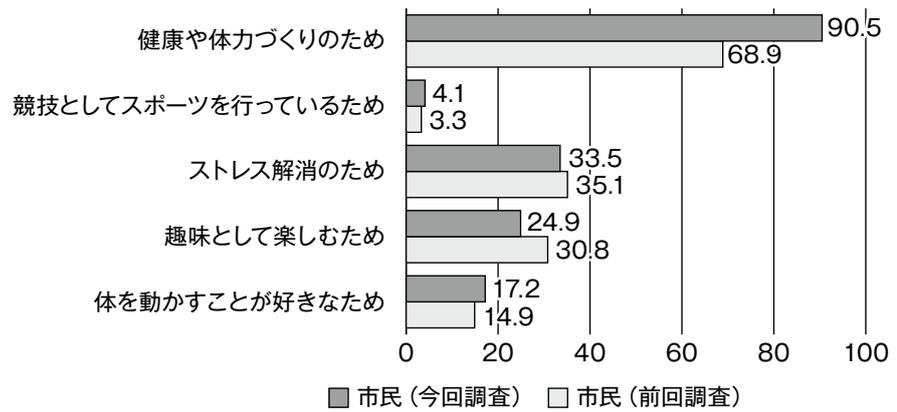
運動やスポーツをする、又は始めたい理由として、＜市民＞では、「健康や体力づくりのため」が圧倒的に多く、90.5%となっており、「ストレス解消のため（33.5%）」、「趣味として楽しむため」（24.9%）の順で続いている。

＜小5＞では、「健康や体力づくりのため」（46.4%）が最も多く、「体を動かすことが好きのため」（36.6%）」、「趣味として楽しむため」（23.8%）の順で続いている。

＜中2＞では、「健康や体力づくりのため」（31.3%）が最も多く、「趣味として楽しむため」（22.5%）」、「体を動かすことが好きのため」（22.3%）の順で続いている。

【前回調査との比較】

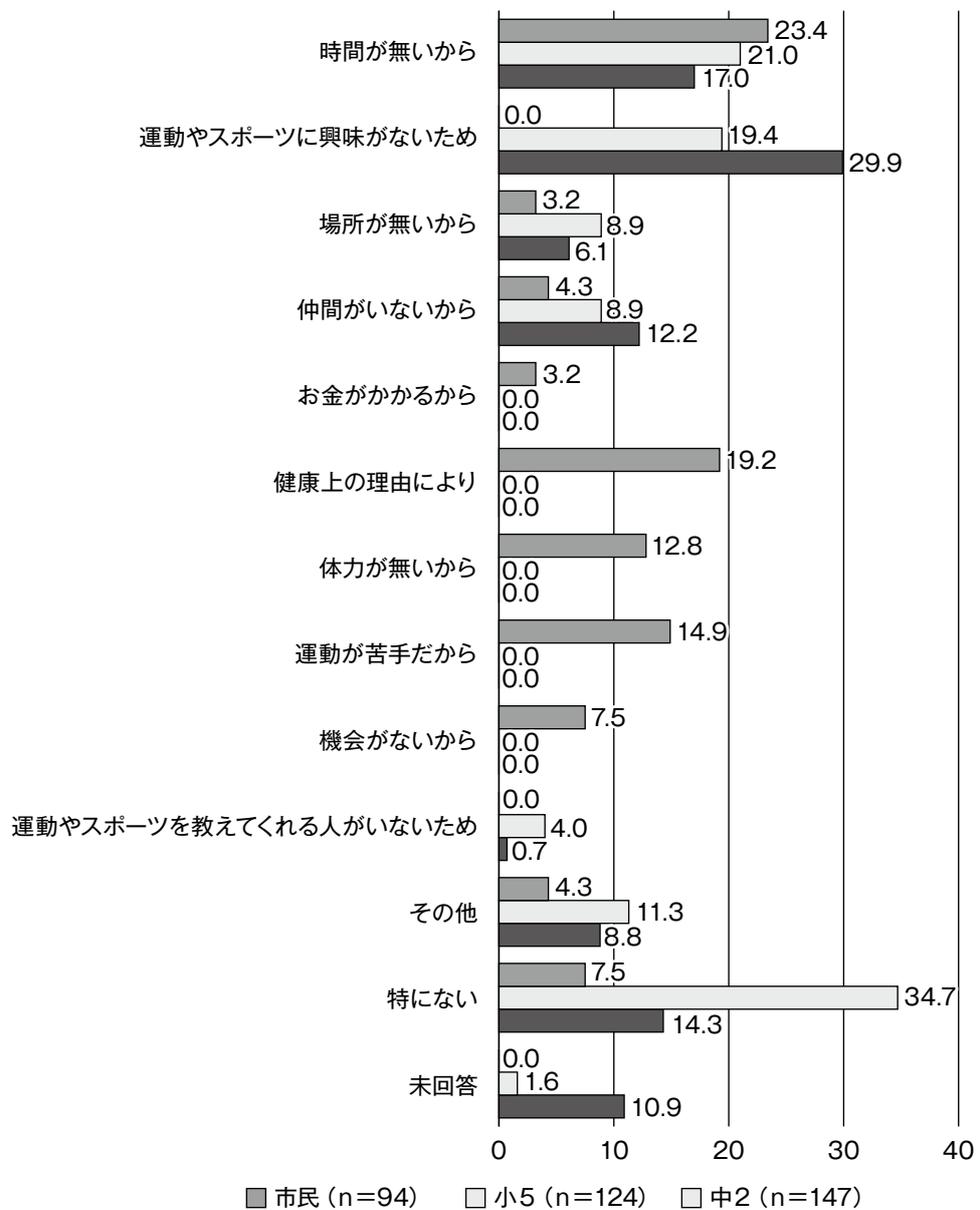
参考に、前回調査（平成21年8月）の市民意識調査と比較した。



市民、小5及び中2ともに、「体を動かすことが好きのため」が増加している。また、市民及び小5では、「健康や体力づくりのため」が増加している一方、中2では、「競技としてスポーツを行っているため」が増加している結果となった。

(4) 運動やスポーツをしない理由【市民／小5／中2】

あなたが、運動やスポーツをしない理由は何ですか。(○は3つまで)



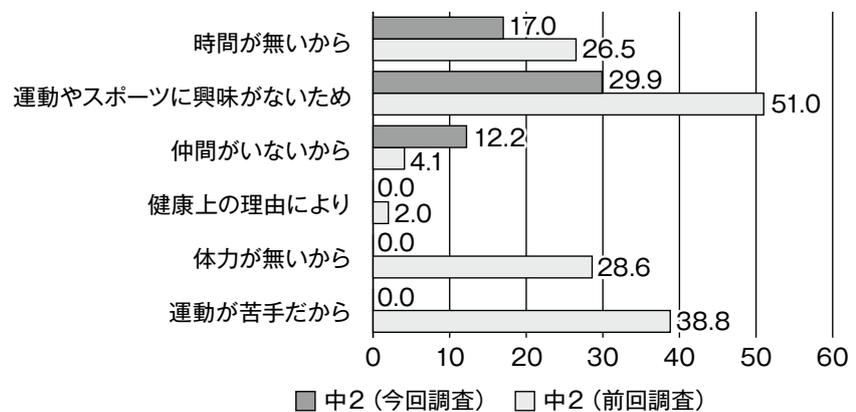
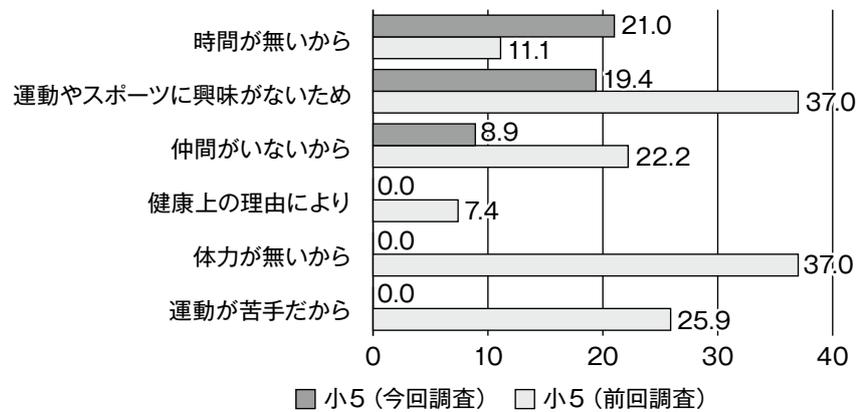
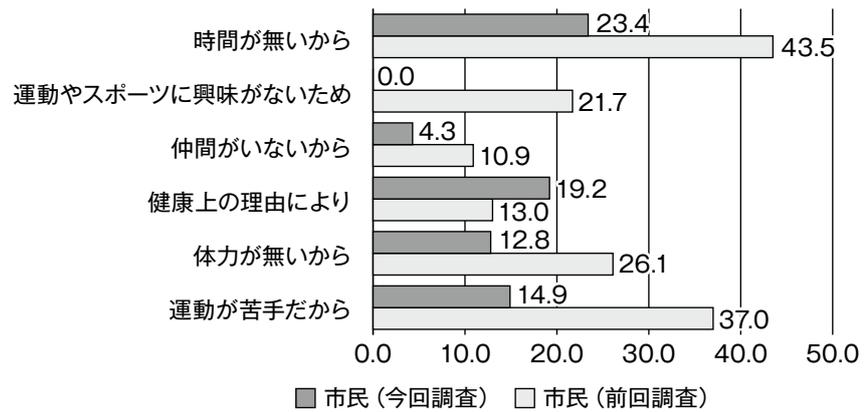
運動やスポーツをしない理由として、＜市民＞では、「時間が無いから」が23.4%で最も多く、以下「健康上の理由により」(19.2%)、「運動が苦手だから」(14.9%)の順が続いている。

＜小5＞では、「時間が無いから」が21.0%で最も多く、「運動やスポーツに興味がないため」が19.4%で次いでいる。

＜中2＞では、「運動やスポーツに興味がないため」が29.9%で最も多く、「時間が無いから」が17.0%で次いでいる。

【前回調査との比較】

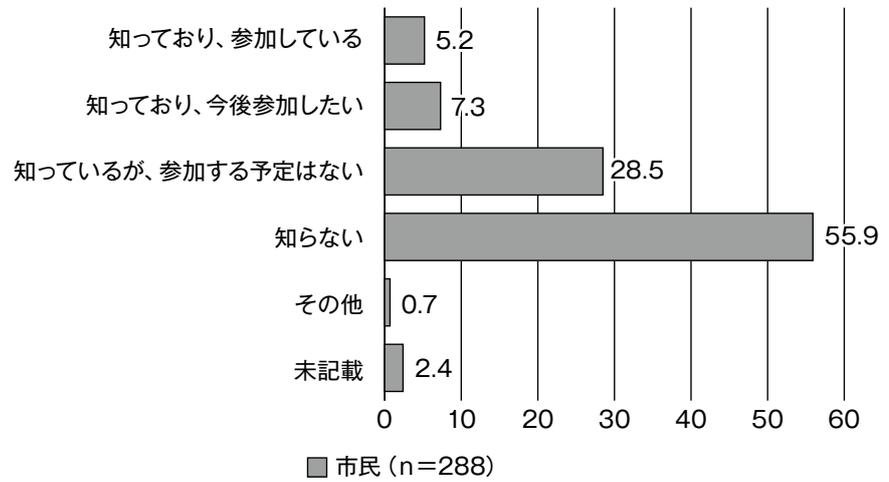
参考に、前回調査（平成21年8月）の市民意識調査と比較した。



回答項目を変更等したことにより、前回調査との比較は難しいが、市民では「健康上の理由により」が、小5では「時間が無いから」が、中2では「仲間がいないから」が増加している。

(5) 総合型スポーツクラブの認知【市民】

市では、健康づくり・地域づくりのために総合型スポーツクラブを推進しています。総合型スポーツクラブを知っていますか。（○は1つだけ）

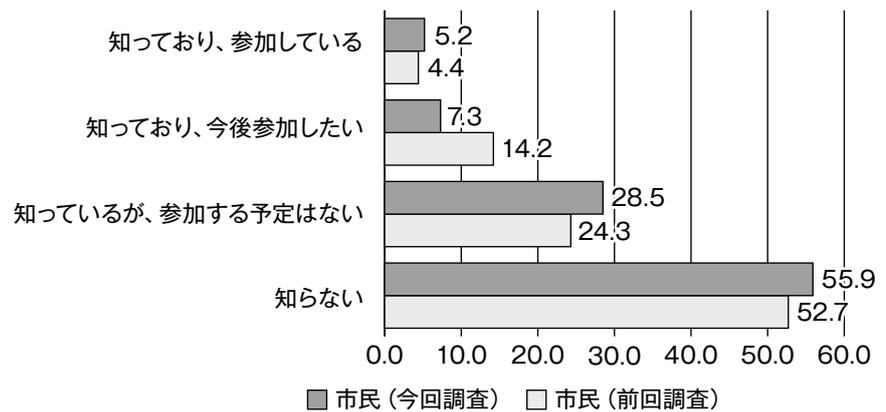


総合型スポーツクラブの認知について<市民>は、「知っており、参加している」が5.2%、「知っており、今後参加したい」は7.3%に止まっている。

一方、「知っているが、参加する予定はない」は28.5%、「知らない」は55.9%となっている。

【前回調査との比較】

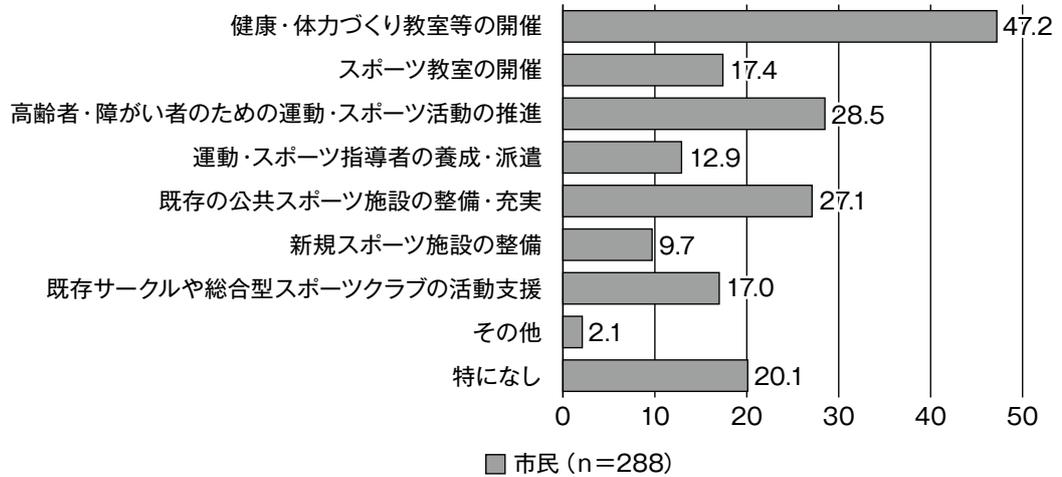
参考に、前回調査（平成21年8月）の市民意識調査と比較した。



「知っており、参加している」は微増している反面、「知っているが、参加する予定はない」及び「知らない」も増加している。

(6) スポーツ振興のために力を入れるべきこと【市民】

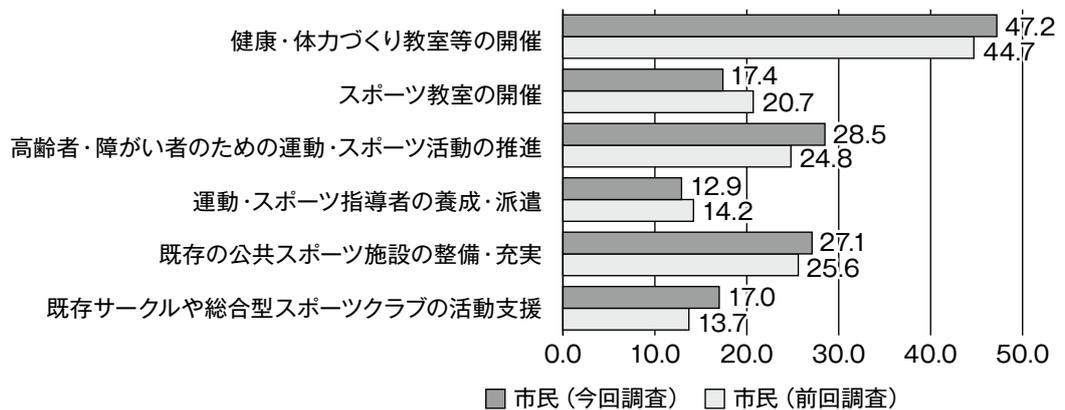
あなたは、スポーツ振興のため、どのようなことに力を入れたら良いと思いますか。（〇は3つまで）



スポーツ振興のために力を入れるべきことを<市民>に聞いたところ、「健康・体力づくり教室等の開催」が47.2%で最も多く、以下「高齢者・障がい者のための運動・スポーツ活動の推進」（28.5%）、「既存の公共スポーツ施設の整備」（27.1%）の順で続いている。

【前回調査との比較】

参考に、前回調査（平成21年8月）の市民意識調査と比較した。



「スポーツ教室の開催」及び「運動・スポーツ指導者の養成・派遣」が減少しているが、その他の項目では増加している。また「健康・体力づくり教室等の開催」については、半数が望んでいる。

○ スポーツ関連施設の利用状況／全国体力・運動能力、運動習慣等調査

●スポーツ関連施設の利用状況

スポーツ関連施設の利用者数

(人数)

施設名	H22	～	H28	H29	H30	R01	
(1) 臨海スポーツセンター							
温水プール	49,002	～	41,004	36,679	33,480	34,649	
体育館	46,817	～	47,712	46,831	62,486	45,974	
柔道場	6,745	～	9,877	10,759	11,645	10,046	
剣道場	8,514	～	9,794	10,468	10,108	8,782	
会議室	2,191	～	3,047	2,986	2,336	1,662	
トレーニングルーム	35,831	～	39,271	39,222	33,543	27,337	
多目的室	15,781	～	16,418	16,643	16,490	15,717	
合計	164,881	～	167,123	163,588	170,088	144,167	
(2) 総合運動場							
総合運動場	市営球場	18,753	～	16,278	13,752	14,994	13,858
	陸上競技場	16,473	～	15,251	11,630	9,041	10,577
	テニスコート	17,981	～	17,339	17,363	17,376	16,484
今井球場	9,534	～	7,216	6,991	7,752	4,748	
のぞみ野サッカー場	9,354	～	7,649	7,198	7,100	6,973	
合計	72,095	～	63,733	56,934	56,263	52,640	
(3) 運動広場							
長浦	多目的広場	9,670	～	7,760	8,559	7,289	6,232
	小多目的広場 (旧ゲートボール場)	1,861	～	1,561	1,246	1,045	798
	テニスコート	9,980	～	9,070	9,241	9,345	8,928
根形	多目的広場	6,300	～	5,144	4,455	5,719	4,471
	ゲートボール場	107	～	—	—	—	—
	テニスコート	750	～	894	814	808	886
平岡	多目的広場	7,291	～	7,698	6,036	5,514	5,222
	ゲートボール場	0	～	—	—	—	—
	テニスコート	4,919	～	6,973	6,818	6,792	6,270
永吉	運動広場	6,534	～	5,758	4,685	5,739	5,112
合計	47,412	～	44,858	41,854	42,251	37,919	
(4) スポーツ施設							
神栄公園テニスコート	822	～	416	378	89	60	
神納あさひ公園テニスコート	1,345	～	467	414	302	229	
蔵波公園テニスコート	900	～	—	—	—	—	
百目木公園	テニスコート	1,192	～	6,971	7,285	7,070	7,419
	野球場	12,111	～	12,228	11,866	13,457	9,694
	ソフトボール場	10,792	～	9,860	8,925	10,704	8,581
	ゲートボール場	678	～	514	436	269	116
クリーンセンター	サッカー場	7,486	～	—	—	—	—
	サブグラウンド	5,000	～	—	—	—	—
合計	40,326	～	30,456	29,304	31,891	26,099	
(1)～(4) の総計							
	H22	～	H28	H29	H30	R01	
社会体育施設利用状況 総計	324,714	～	306,170	291,680	300,493	260,825	

●全国体力・運動能力、運動習慣等調査より「運動が好き」の割合

全国調査より「運動が好き」の児童生徒の割合

調査年度	調査範囲	調査対象数	Q1 運動が好き			
			1 好き	2 やや好き	3 ややきらい	4 きらい
平成28年度	全国	2,006,705	60.3%	27.0%	8.7%	4.0%
	県	97,617	59.9%	27.0%	9.0%	4.1%
	市	1,034	56.4%	30.5%	9.5%	3.5%
平成29年度	全国	2,011,831	60.4%	26.9%	8.6%	4.1%
	県	82,619	59.0%	27.5%	9.1%	4.4%
	市	1,106	56.4%	27.1%	11.1%	5.4%
平成30年度	全国	1,983,574	60.3%	26.7%	8.8%	4.2%
	県	80,996	59.2%	27.2%	9.2%	4.4%
	市	1,058	58.4%	27.9%	9.2%	4.5%
令和元年度	全国	1,976,625	60.2%	26.8%	8.8%	4.2%
	県	80,963	59.2%	27.2%	9.3%	4.4%
	市	1,114	58.9%	27.6%	9.1%	4.4%

全国体力・運動能力、運動習慣等調査より集計。

調査対象（中学2年男女・小学5年男女）を市で合算集計している。

○ パブリックコメント手続の実施

計画内容について、市民からの幅広い意見を反映させるため、令和2年12月21日から令和3年1月20日にかけて、「袖ヶ浦市スポーツ推進計画（案）」に対する意見募集（パブリックコメント手続）を実施しました。

○ スポーツ基本法・スポーツ基本計画等の参考抜粋

【スポーツ基本法より抜粋】

(目的)

第1条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 (略)

7 (略)

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当な差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、

及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第5条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第6条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(スポーツ基本計画)

第9条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画を定めなければならない。

(地方スポーツ推進計画)

第10条 都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第21条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう。住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第24条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動を普及奨励するため、野外活動

又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

【第2期スポーツ基本計画より抜粋】

1 スポーツで「人生」が変わる！

スポーツは「みんなのもの」であり、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで全ての人々がスポーツに関わっていく。

(1) スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる。

(2) スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながスポーツの価値を享受できる。

4 スポーツで「未来」を創る！

スポーツを「する」人を増やしつつ、これに加え「みる」「ささえる」人も含めて「スポーツ参画人口」として捉え、無関心であった人々やしたくてもできなかった人々も含め、全ての人々がスポーツに関われるようにしていくことが重要である。

【第12次千葉県体育・スポーツ推進計画 より】

「スポーツ立県ちば」の一層の推進を目指して

「全ての県民が多面にわたるスポーツの価値を基盤にしながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う県民の姿」

これからの本県の体育・スポーツのあるべき姿を展望し、「全ての県民が多面にわたるスポーツの価値を基盤にしながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』の一層の推進を目指す

【袖ヶ浦市総合計画 より】

●市が目指す将来の姿

「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」

1-2 学校教育

○目指すまちの姿

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の“生きる力”の育成が図られ、また、開かれた学校づくりが進み、地域と協働した学校づくりがなされています。

○施策の方向性

学校体育の充実を図るための取組を通して、児童生徒の健やかな体と、生涯を

通じて運動やスポーツに親しむ態度を育みます。

○成果指標

「運動やスポーツが「好き」と思う児童・生徒の割合 目標値70.0%」

1-4 スポーツ

○目指すまちの姿

市民の誰もが、それぞれのライフスタイルに応じてスポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができています。

○施策の方向性

- (1) 地域スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (2) スポーツ・レクリエーション施設の環境整備
- (3) スポーツツーリズムの推進

○成果指標

「身近にスポーツ・レクリエーションを行う場・機会があると思う市民の割合
目標値70.0%」

「スポーツ施設利用者数 目標値310,000人(延べ)」

【第3期袖ヶ浦市教育ビジョン(案) より】

●基本目標

「未来を創る 心豊かで いきいきとした人づくり」

1 心豊かな たくましい子どもの育成を支援します

(3) 豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進

③ 心身の健康の保持増進と体力向上に関する指導の充実

- ・ 健やかな体の育成のためには、学校体育がその基盤となる
- ・ 望ましい人間形成を目指した指導の充実を図る
- ・ 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ能力や体力、運動能力の向上を図る

3 ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション環境の充実を推進します

(1) 市民誰もが、ライフスタイルに応じてスポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備

市民誰もが、それぞれのライフスタイルに応じて、スポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに健やかな生活が送れるよう、「する」「みる」「ささえる」の3つの視点で環境整備を図ります。

① スポーツ・レクリエーション関係団体等との協働

(「する」「みる」「ささえる」)

- ・ 総合型地域スポーツクラブの活動を支援
- ・ 市民へのスポーツを始める動機付け、交流機会を提供
- ・ 各種スポーツ・レクリエーション関係団体と協働で環境整備
- ・ 「ささえる」側の人材の育成

② 市民の健康づくり・生きがいづくり（「する」「みる」「ささえる」）

- ・ 全ての市民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション環境の整備
- ・ 関係団体との連携を密にして、市民の健康づくり・生きがいづくりを推進

(2) スポーツ・レクリエーション施設の環境整備

市内社会体育施設を利用者が安全に安心して利用できるよう、適切な維持管理と、必要な改修や整備を計画的に行い、安全・安心な環境性を実施します。

① スポーツ・レクリエーション施設の適切な維持管理と改修・整備の実施

- ・ 指定管理者と連携し、安全・安心に利用できるよう適切な維持管理を実施
- ・ 施設や設備の故障・不具合の早期発見、必要な改修・整備
- ・ 大きな改修や整備は、将来を見据えた方針を検討

② スポーツ・レクリエーション施設の利用促進

- ・ 指定管理者、各種関係団体と連携して利用促進
- ・ 学校体育施設についても、社会教育の振興を図る目的で開放

(3) スポーツツーリズムの推進

市内の社会体育施設を活用し、大会や合宿の開催を誘致することで、「みる」スポーツの機会を市民に提供するとともに、スポーツを通じた交流人口の増加を図り、地域の活性化につなげていきます。

① 各種公式戦やスポーツ大会・イベント等の誘致の推進

- ・ 各実施団体との協賛・支援、公式戦や各種スポーツ大会・イベント誘致推進

② 市内の社会体育施設を活用したスポーツ合宿の誘致等の推進

- ・ スポーツ合宿等の誘致を推進し、施設の利用率向上及び交流人口の増加による地域の活性化
- ・ P R活動や環境整備

○ 「袖ヶ浦市スポーツ振興計画」の振り返り
 施策目標の進捗状況

【1】スポーツ・レクリエーション推進体制の充実

(1) 総合型地域スポーツクラブの理解・育成への支援

【施策目標】

クラブ会員数の増加

【総合型地域スポーツクラブ会員数】

	平成23年 3月1日現在	平成28年 3月1日現在	令和2年 3月1日現在
名幸ヶ丘ふれあいクラブ	216人	397人	401人
NESUPO (ネスポ)	215人	240人	222人
NAGAX (ナガックス)	303人	287人	279人
中富ふれすぽクラブ	167人	183人	175人
昭和ふらっとスポーツクラブ	209人	186人	224人
5クラブの合計会員数	1,110人	1,293人	1,301人
施策目標	クラブ会員数 1,400人		

総合型地域スポーツクラブ連絡協議会主催事業の参加者の増加

【ウォーキングフェスタ参加者】

	平成25年度	平成30年度	令和元年度
ウォーキングフェスタ 参加者数	269人	737人	0人(中止) (申込は898人)
施策目標	参加者 350人		

【交流大会参加者】

	平成26年度	平成30年度	令和元年度
交流大会延べ参加者数	158人	184人	127人
施策目標	参加者 200人		

(2) 各種スポーツ・レクリエーション関係団体等の活性化

【施策目標】

数値目標なし

【2】スポーツ・レクリエーション活動の充実

（1）地域スポーツ・レクリエーション環境の整備

【施策目標】

市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会主催指導者研修会の開催
 年2回開催（延べ100人参加）→ 年3回程度開催（延べ150人参加）

【スポーツ教室開催回数及び参加者数】

	平成23年度	平成26年度	令和元年度
開催数	2回	3回	1回
施策目標	年5回程度開催		年3回
参加者数	71人	126人	56人
施策目標	延べ250人参加		延べ150人

（2）健康づくり、生きがいくくりとスポーツ・レクリエーション活動

【施策目標】

【高齢者スポーツ大会の開催と参加者数】

	平成23年度	平成27年度	平成30年度 ※1
開催日	10月14日	10月15日	10月18日
参加者数	830人	760人	650人
施策目標	参加者数の増加（高齢者支援課）		

※1 令和元年度は、10月17日開催予定でしたが、台風の影響により中止となりました。また、高齢者スポーツ大会は令和元年度をもって終了しています。

【心身障害児者スポーツ大会への支援、協力と参加者数の増加】

	平成23年度	平成27年度	令和元年度
開催日	6月18日	6月27日	11月9日
全参加者数	132人	135人	356人
市内参加者数	26人	28人	66人
施策目標	参加者数の増加（障がい者支援課）		

【3】スポーツ・レクリエーション施設の整備と活用

(1) 社会体育施設等の改修・整備

【施策目標】

【計画期間中における主な改修・整備等の履歴】

実施年度	改修・整備等の内容	工事費概算
平成29年度	市営球場改修工事	37,197千円
	臨海スポーツセンター改修工事	13,176千円
	臨海スポーツセンター体育館改修計画策定	4,860千円
平成30年度	陸上競技場管理棟改修工事	132,282千円
令和元年度	今井野球場防球ネット改修工事	15,807千円

※ 工事費10,000千円以上のみ。「臨海スポーツセンター体育館改修計画策定」は、改修・整備ではありませんが関連深いことから記載しています。

(2) 体育施設の利用促進

【施策目標】

学校体育施設開放利用団体と総合型地域スポーツクラブの利用における共有化の促進と開放方法について検討

(当初は、平成22年度登録団体数182団体を160団体程度へ整理統合を目標)

【学校体育施設利用団体数の推移】

	平成23年度	平成27年度	令和元年度
登録団体数	194団体	168団体	150団体
施策目標	前期計画では、学校体育施設開放利用登録団体数160団体程度に統合することを目標としていたが、後期計画では数値目標なし		

【社会体育施設の稼働率】

	平成26年度 (実績)	目標値	令和元年度
市営球場	58%	65%	69%
陸上競技場	69%	75%	95%
庭球場 (総合運動場)	94%	96%	85%
今井野球場	28%	35%	33%
のぞみ野サッカー場	51%	60%	34%
臨海スポーツセンター体育館	73%	80%	70%

【4】学校体育の充実

(1) 教科体育指導の充実

【施策目標】

【学校体育指導研修会の開催と参加者数】

	平成23年度	平成26年度	令和元年度
開催回数	20回	20回	18回
参加者数	409人	389人	330人
施策目標	年間22回開催：延べ参加者数400人		

(2) 運動部活動の支援

【施策目標】

【部活動指導でのボランティア指導者数】

	平成23年度	平成27年度	令和元年度
指導者数	12人	10人	5人
施策目標	部活動指導でのボランティア指導者数：20人		

(3) 体育の生活化の推進

【施策目標】

【体力運動能力テスト県平均値以上項目数】

	平成26年度 (実績)	目標	令和元年度
小学校	71項目	77項目	64項目
中学校	47項目	48項目	46項目

施策目標：体力運動能力テスト県平均値以上項目数

小学校：平成26年度実績 71項目 → 77項目 (全96項目中)

中学校：平成26年度実績 47項目 → 48項目 (全48項目中)

○ 自治体経営に求められる新たな視点「SDGs」とのかかわり

SDGs（Sustainable Development Goals の略）とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）を期限とする国際目標です。SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

このSDGsを達成するための取組が、日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

本市では、「袖ヶ浦市総合計画」においても、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じて、SDGsの達成に貢献することとしており、「第三期袖ヶ浦市教育ビジョン」においても、SDGsの17の目標のうち、主に「4 質の高い教育をみんなに」の達成に貢献することを目指し、すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進していくとしております。





令和3年3月

編集：発行 袖ヶ浦市教育委員会
体育振興課(スポーツ振興課)
〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1
☎ 0438-62-2111(代表)
E-mail sode31@city.sodegaura.chiba.jp